

関係法令・通知等

1. ハンセン病元患者家族補償金支給法関係	
○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第 55 号)	1
○ ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令(令和2年政令第5号)	2
○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年法律第 55 号)	3
○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域(令和元年厚生労働省告示第 172 号)	14
○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支給に関する Q&A(令和元年(2019 年 12 月2日版)	15
○ ハンセン病元患者家族補償金請求様式集	32
2. ハンセン病療養所入所者等補償金支給法関係	
○ ハンセン病療養所入所者等に対する支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)	48
○ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(平成 13 年厚生労働省令第 133 号)	52
○ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(平成 13 年厚生労働省告示第 224 号)	57
3. ハンセン病基本法関係	
○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成 20 年法律第 82 号)	59
○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成 21 年厚生労働省令第 75 号)	67
○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(平成 21 年厚生労働省告示第 236 号)	85
○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成 21 年厚生労働省告示第 237 号)	86

○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償金の支給（第三条―第十八条）

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（第十九条―第二十三条）

第四章 名誉の回復等（第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条―第二十九条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による

- 廃止前のらい予防法（以下この項において「旧らい予防法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者
- 二 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者（前号に掲げる者を除く。）
- 三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）
- 四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者（前三号に掲げる者を除く。）
- 2 この法律において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあっては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。）に住所を有しなかった場合にあっては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者（当該各号に該当する者であった期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であって、この法律の施行の日（第九条第二項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。
- 一 ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。）
- 二 ハンセン病元患者の一親等の血族
- 三 ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- 四 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）
- 五 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- 六 ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- 七 ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居し

ているもの

第二章 補償金の支給

(補償金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。

(補償金の額)

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病元患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 百八十万円

二 第二条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者 百三十万円

(既に支給を受けた補償金との調整)

第五条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給（第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。）を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整)

第六条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給（同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

(異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整)

第七条 補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族（ハンセン病元患者家族に限る。）として国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の補償金を支給する。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第八条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(補償金に係る認定等)

第九条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求（以下この章において単に「請求」という。）は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

(支払未済の補償金)

第十条 ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この条及び第二十五条において「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

- 2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。
- 3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(請求書の提出)

第十一条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 請求に係るハンセン病元患者の氏名
- 三 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）
- 四 請求に係るハンセン病元患者が国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた場合にあつては、当該入所していた国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所の名称及びその期間
- 五 請求に係るハンセン病元患者との関係及び当該関係にあつた期間
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

(厚生労働大臣による調査)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定（次項及び次条第六項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

- 2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求に係る審査)

第十三条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により当該請求者がハンセン病元患者家族であること（同項各号のいずれに該当するかの別を含む。）を確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセ

ン病元患者家族であるかどうかについて審査を求めなければならない。

- 2 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 3 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。
- 4 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 5 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- 6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があったハンセン病元患者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(公務所等の協力)

第十四条 公務所又は公私の団体は、第十二条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十五条 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

- 2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第十六条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十七条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十八条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(審査会の設置)

第十九条 厚生労働省に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第二十条 審査会は、五人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 名誉の回復等

第二十四条 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章 雑則

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(次条第一項及び第二十八条において「機構」という。)に委託することができる。

(ハンセン病元患者家族補償金支払基金)

第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附随する業務(以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。)に要する費用(補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。)

に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

（交付金）

第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（請求の期限の検討）

第二条 第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

（譲渡等の禁止等）

第三条 この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病元患者家族等に対して国から金銭が支給される場合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。

○ ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令(令和二年政令第五号)

(委員の数の上限)

第一条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二十条第一項の政令で定める人数は、二十人とする。

(部会)

第二条 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下「審査会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(議事)

第三条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第四条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において処理する。

(審査会の運営)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和二年一月二二日)

○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第七十三号)

(法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者)

第一条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号。以下「法」という。)第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 ハンセン病元患者の事実婚配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。次号及び次条において同じ。)の一親等の血族

二 ハンセン病元患者の一親等の血族の事実婚配偶者
(法第二条第二項第六号の厚生労働省令で定める者)

第二条 法第二条第二項第六号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 ハンセン病元患者の事実婚配偶者の二親等の血族

二 ハンセン病元患者の二親等の血族の事実婚配偶者
(法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払)

第三条 法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払は、法第一条に規定する補償金(次条第一項第四号イを除き、以下単に「補償金」という。)の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既にハンセン病の患者であった者として国から受けた金銭の支払であって、次に掲げるものとする。

一 ハンセン病に係る国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)による損害賠償

二 ハンセン病に係る裁判上の和解(ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成十三年七月二十三日付けの基本合意書又は平成十四年一月二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。次条において同じ。)に基づく金銭の支払

(補償金の請求)

第四条 法第十一条第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九条第一項の補償金の支給の請求(以下単に「請求」という。)をする者の性別、生年月日及び電話番号

二 請求に係るハンセン病元患者の生年月日(これが明らかでない場合はその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)及び当該ハンセン病元患者が死亡している場合にあつては死亡年月日

三 請求に係るハンセン病元患者が入所していた法第二条第一項第一号に規定する国内ハンセン病療養所又は同項第三号に規定する国外ハンセン病療養所(次項第三号イにおいて「国内ハンセン病療養所等」という。)で法第十一条第二号の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあつては、当該氏名(これが明らかでないときは、その旨)

四 請求に係るハンセン病元患者に関して国が行った金銭の支払であつて、次に掲げるものの有無(これが明らかでないときは、その旨)

- イ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給
 - ロ ハンセン病に係る国家賠償法による損害賠償（ハンセン病の患者であった者として受けた損害に係るものに限る。）
 - ハ ハンセン病に係る裁判上の和解に基づく金銭の支払
 - ニ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項に規定する給与金等の支給
 - 五 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた医療機関の名称及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、その旨）
 - 六 請求に係るハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあっては、法第二条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。次号及び次項において同じ。）に住所を有していた期間
 - 七 請求をする者が本邦に住所を有していた期間
 - 八 請求をする者が法第二条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる者である場合にあっては、当該請求に係るハンセン病元患者と同居していた期間
 - 九 補償金の払込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 十 請求年月日
 - 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。
- 一 住民票の写しその他の請求をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明することができる書類
 - 二 請求に係るハンセン病元患者が法第二条第一項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類として、次に掲げるもの
 - イ 前項第四号に掲げる金銭の支払が行われたことを証明することができる書類
 - ロ 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことがあることを証明することができる書類
 - 三 前号イに掲げる書類を提出できない場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
 - イ 請求に係るハンセン病元患者の国内ハンセン病療養所等への入所期間を証明することができる書類
 - ロ 医師の診断書その他の請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日（これが明らかでないときは、その時期）を証明することができる書類
 - 四 請求をする者がハンセン病元患者家族に該当することを証明することができる書類として、次に掲げるもの
 - イ 請求をする者が本邦に住所を有したことがあることを証明することができる

る書類

- ロ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者との間で法第十一条第五号の関係があったことを証明することができる戸籍謄本
- 五 前号ロに掲げる書類を提出できない場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者との間で法第十一条第五号の関係があったことを戸籍謄本により証明することが困難である理由を記載した書類
 - ロ 請求をする者と当該請求に係るハンセン病元患者との間に法第十一条第五号の関係があったことを証明することができる公的機関が発行した書類
- ハ ロに掲げる書類を提出できない場合にあつては、請求をする者と当該請求に係るハンセン病元患者の間に法第十一条第五号の関係があったこと及び当該関係について戸籍謄本による証明が困難である理由に関する親族等の証言の内容を記載した書面並びに当該証言に虚偽の内容がないことを誓約する書面
 - ニ その他請求書に記載した関係の証明に参考となるべき書類
- 六 請求をする者が法第二条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる者である場合にあつては、当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことを証明することができる公的機関が発行した書類
- 七 前号に規定する場合であつて、同号に規定する書類を提出できないときは、次に掲げる書類
 - イ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことに関する二名以上の第三者の証言を記載した書面及び当該証言に虚偽がないことを誓約する書面
 - ロ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことに関し参考となるべき書類
- 八 第二号イ若しくは第三号又は第四号ロ若しくは第五号に掲げる書類を提出できない場合にあつては、厚生労働省の保有する個人情報（請求に係るハンセン病元患者のハンセン病の病歴に関連するものに限り、国と当該ハンセン病元患者との間に成立したハンセン病に係る裁判上の和解に関するものを含む。）を補償金の審査及び認定に利用することについての当該ハンセン病元患者の同意書（当該ハンセン病元患者が死亡した場合にあつては、その死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類）
- 九 前項第九号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
- 十 その他請求に係る事実を証明することができる書類
（支払未済の補償金の申出）

第五条 法第十条第一項の規定により支払未済の補償金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係るハンセン病元患者家族との身分関係
- 二 ハンセン病元患者家族の氏名、性別、生年月日及び死亡時の住所又は居所

三 ハンセン病元患者家族の死亡年月日

四 支払未済の補償金の払込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五 申出年月日

2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

一 住民票の写しその他の申出をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明することができる書類

二 ハンセン病元患者家族の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三 申出をする者が法第十条第一項の遺族（次条において「遺族」という。）である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 申出をする者とハンセン病元患者家族との身分関係を証明することができる書類

ロ 申出をする者がハンセン病元患者家族の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

四 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

五 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（認定結果の通知）

第六条 厚生労働大臣は、法第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者（当該認定を受けた者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、前条第一項の申出を行った者）に、その旨を通知しなければならない。

2 厚生労働大臣は、請求があった場合において、法第九条第一項の認定をしなかったときは、請求をした者（当該請求をした者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、前条第一項の申出を行った者）に、その旨を通知しなければならない。

（添付書類の省略）

第七条 第四条第一項又は第五条第一項の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めるときは、第四条第二項又は第五条第二項に規定する書類の添付を省略させることができる。

（郵送等による請求書の提出の日）

第八条 法第十一条の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物に

ついて通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

(問題解決促進特別一時金の支給)

第九条 国は、法の円滑な施行を図るため、ハンセン病元患者家族等が偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに対して国において取組がなされない中で、ハンセン病元患者家族等がかつて受けた差別等に関し国家賠償法第一条第一項の規定に基づき国に対し訴えを提起した者であつて法の施行前に死亡したもの(当該者が受けた損害の賠償に係る判決が確定している者に限る。)が当該訴えに係る訴訟を通してこの問題を改めて明らかにし、その解決を促したことに鑑み、特にこのことに敬意を表し、ねぎらい、いたわり、もってハンセン病元患者家族等の名誉の回復等に資するため、厚生労働大臣の定めるところにより、問題解決促進特別一時金を支給する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域(令和元年厚生労働省告示第百七十二号)

(法第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所)

第一条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号。以下「法」という。)第二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(平成十三年厚生労働省告示第二百二十四号。以下「平成十三年療養所告示」という。)第一項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

2 法第二条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、平成十三年療養所告示第二項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

(法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域)

第二条 法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域は、次のとおりとする。

- 一 行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定によりらい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)第一条の規定による廃止前のらい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)附則第二項の規定による廃止前の癩予防法(明治四十年法律第十一号)が施行されていた地域
- 二 朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)が施行されていた地域
- 三 共通法(大正七年法律第三十九号)の施行後の同法第一条第二項の樺太
- 四 旧南洋庁による癩療養所の設置後の南洋群島

**ハンセン病元患者等家族に対する補償金の支給等に関する法律に
基づく補償金の支給に関するQ & A :**

【対象者について】	2
Q 1. 補償金の支給を受けることができるのはどのような人ですか。	2
Q 2. 補償金の対象とならない場合の具体例を教えてください。	3
Q 3. ハンセン病歴がある者の姻族（子の配偶者、配偶者の兄弟姉妹等）や3親等の血族（ひ孫・おい・めい等）について、同居が要件となっているのはなぜですか。	3
Q 4. かつて、ハンセン病の患者であった者として国から和解一時金の支払を受けましたが、今回の補償金の支給を受けることはできますか。	3
Q 5. ハンセン病の患者であった者の遺族として和解一時金を受け取りましたが、今回の補償金の支給を受けることはできますか。	4
Q 6. 日本国籍を持っていませんが、補償金の支給を受けることができますか。	4
Q 7. 日本に住んだことはありませんが、日本の統治下にあった、戦前（昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日まで）の台湾に住んでいたことがあります。補償金の支給対象となりますか。	4
【補償額について】	4
Q 8. 補償金の額はいくらですか。	4
Q 9. 家族であったことがある者の中にハンセン病歴のある者が複数名いる場合、人数分の補償金の支給を受けられますか。	5
Q 10. ハンセン病歴のある者の兄弟として 130 万円の支払を受けましたが、その後、親にもハンセン病歴があったことがわかりました。ハンセン病歴のある者の子として補償金の支払を受けることはできますか。	6
【申請手続について】	6
Q 11. 補償金の請求はどのように行えばよいのですか。	6
Q 12. 補償金の対象となる者が、認知症等で請求ができない場合は、どうすれば良いのですか。	6
Q 13. 請求者が成年被後見人の場合、請求者欄はどのように記載をすれば良いのですか。	6
Q 14. （成年後見人ではない）代理人が請求者に代わって請求書を提出する場合、どのようにすれば良いのですか。	7
Q 15. 家族（祖父等）にハンセン病歴があることを知らない家族（孫等）の分もまとめて請求したいのですが、委任状を添付せずに請求することは可能ですか。	7
Q 16. 家族であったことがある者の中にハンセン病歴のある者が複数名いる場合に、ハンセン病歴のある者複数名についての請求を行った方が良いのはなぜですか。	7
Q 17. 補償金の請求をする場合には、どのような書類が必要ですか。	8
Q 18. 家族のハンセン病歴やハンセン病歴のある者との家族関係を証明する文書が見つからず、提出できない場合はどうなりますか。	9
Q 19. 補償金を請求する前に亡くなってしまった場合には、補償金は受け取れなくなってしまうのですか。	9
Q 20. 補償金を請求してから支給されるまでどれくらいの期間がかかりますか。	9

Q 2 1.	補償金の請求はいつまでに行えば良いですか。.....	9
Q 2 2.	申請に関する問合せは、どこに行えば良いですか。.....	9
Q 2 3.	請求者本人が金融口座を保有していない場合、親族の口座を振込口座としても良いですか。.....	10
	【申請書類について】	10
Q 2 4.	「請求者の家族に平成8年（1996年）3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類等」とは、具体的にはどのような書類ですか。.....	10
Q 2 5.	ハンセン病療養所の在園証明書や退所証明書はどこから入手できますか。.....	11
Q 2 6.	家族が昔受診した医療機関に診断書やカルテがあるかどうか分かりません。家族が現在通院している医療機関で作成してもらった診断書でも構いませんか。.....	11
Q 2 7.	医療機関に診断書やカルテの開示を請求する際、必要な書類はありますか。...12	12
Q 2 8.	補償制度について上手く説明できず、医療機関から診断書やカルテの写しを提供してもらえませんでした。どうすれば良いですか。.....	12
Q 2 9.	「家族にハンセン病歴があることを証明する書類等」（Q 2 4①～⑥、⑦のイ）を準備することができず、Q 2 4の⑦のアの「厚生労働大臣の保有個人情報の目的外利用に関するハンセン病歴のある方の同意書」も提出できない場合、どうなりますか。.....	12
Q 3 0.	「請求者及びハンセン病歴のある方それぞれについて国内等居住要件（Q 1の※2、※3を参照）を満たすことを証明する書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。.....	12
Q 3 1.	「請求者がQ 1の※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の関係であったことを証明する書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。.....	13
Q 3 2.	戸籍上の関係が実際の血縁関係と異なるため、戸籍では、Q1の※3の期間にハンセン病歴のある者と請求書に記載の関係であったことを証明することができません。.....	13
Q 3 3.	請求者がQ 1の※3の期間にハンセン病歴のある者と事実婚関係にあったことを証明するためには、どのような書類が必要ですか。.....	14
Q 3 4.	「請求者がQ 1の※3の期間にハンセン病歴のある方と同居していたことを証明する書類」とは、具体的にどのような書類ですか。.....	15
Q 3 5.	文書の保存年限を超過しており、ハンセン病歴のある者と当時同居していたことを証明する住民票や戸籍の附票が市町村に残っていませんでした。.....	15
	【申請に係る費用について】	15
Q 3 6.	戸籍謄本を取得するための費用は、自己負担しなければなりませんか。.....	15
Q 3 7.	医療機関から家族のハンセン病歴に関して記載のあるカルテを取得するための費用は、自己負担しなければなりませんか。.....	15
	【その他】	16
Q 3 8.	補償金には、税金がかかりますか。.....	16
Q 3 9.	認定されたかどうかはどのように知らされますか。補償金を受け取ったことを家族に知られたくありません。.....	16

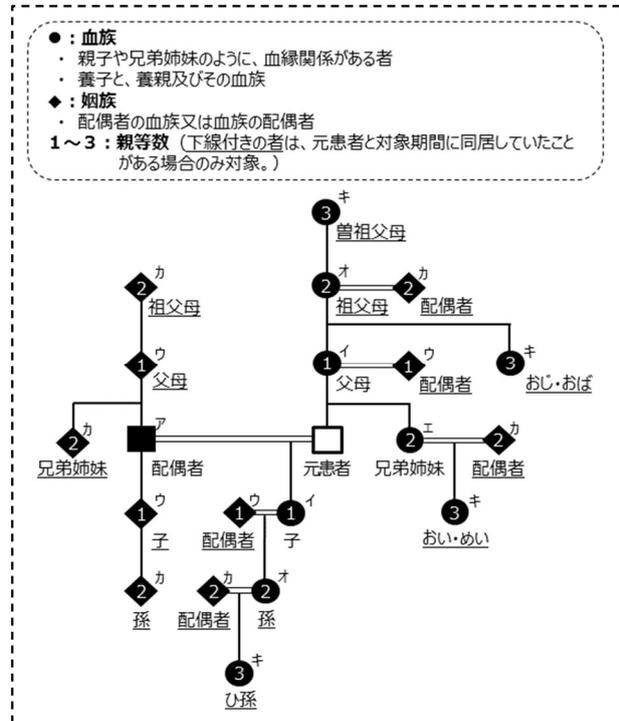
（令和元年（2019年）12月2日版：今後、随時更新を予定しています。）

【対象者について】

Q1. 補償金の支給を受けることができるのはどのような人ですか。

A: 平成8年(1996年)3月31日までの間(らい予防法が廃止されるまでの間)にハンセン病の発病歴(※1)・国内等居住歴(※2)のある方と次のア～キの関係にあったことがある方(※3)であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含まれます(以下Q1において同じ。)

- ア 配偶者
- イ 親、子
- ウ 1親等の姻族等(※4)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方
- エ 兄弟姉妹
- オ 祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方
- カ 2親等の姻族等(※6)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方
- キ 曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方



- ※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域(Q7を参照)に居住しており、日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。
- ※2 昭和20年(1945年)8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。
- ※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴(※2)がある方が対象です。
- ※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。
- ※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996年)3月31日までの間に日本において(日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において)生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

Q2. 補償金の対象とならない場合の具体例を教えてください。

A: 例えば、次のような場合は、補償金の対象となりません。

[対象とならない場合の例]

- ハンセン病を発病した方と平成8年(1996年)4月1日以降に家族関係を形成(出生、婚姻等)した方(Q1の※3を参照)
(例) 平成30年に生まれた孫、平成10年(1998年)に結婚した配偶者
- ハンセン病を発病する前にしか家族関係がなかった方(Q1の※3を参照)
(例) ハンセン病を発病した方とかつて婚姻関係にあったが、その方が発病する前に離婚していた場合(Q1の※3を参照)
- 3親等の姻族又は4～6親等の親族の方(Q1のア～キを参照)
(例) ハンセン病を発病した方のひ孫の配偶者(3親等の姻族)
ハンセン病を発病した方の甥・姪の子(4親等)
- 平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の場合には昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に国内等居住歴のない場合(Q1の※2、※3を参照)
(例) かつて米州に住んでおり、平成20年(2008年)に日本に移住した方
- ハンセン病を発病した方に平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の場合には昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に国内等居住歴のない場合(Q1の※2、※3を参照)
(例) 欧州でハンセン病を発病し平成10年(1998年)に日本に移住した方の家族
欧州でハンセン病を発病し昭和30年(1955年)に台湾、朝鮮等に移住した方(日本での居住経験なし)の家族

Q3. ハンセン病歴がある者の姻族(子の配偶者、配偶者の兄弟姉妹等)や3親等の血族(ひ孫・おい・めい等)について、同居が要件となっているのはなぜですか。

A: 親、子、配偶者、兄弟姉妹については、一般的に同居している蓋然性が高く、また、同居していなくとも偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高いことから、同居していたかどうかにかかわらず、補償金の対象となります。

孫やおい・めい等は、上記親族と比較して、対象患者との関係が遠いものの、ハンセン病の患者であった方と同居していた場合には、同じく偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高いと考えられることから、同居要件を満たす方については補償金の対象となります。

Q4. かつて、ハンセン病の患者であった者として国から和解一時金の支払を受け

ましたが、今回の補償金の支給を受けることはできますか。

A: 補償金の支給を受けることはできません。

今回の補償金は、らい予防法に基づく入所政策の下で、厳しい偏見・差別にさらされたという事実を踏まえたものであり、この点でハンセン病歴のある方への和解一時金等との共通性を有しているため、ハンセン病の患者であった者として国から次の金銭の支払を受けた方は、Q1の要件を満たしている場合であっても、今回の補償金の対象外となります。

- ① ハンセン病の患者であった者として国から受けたハンセン病に係る国家賠償法(昭和22年法律第125号)による損害賠償
- ② ハンセン病に係る裁判上の和解(ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成13年7月23日付けの基本合意書又は平成14年1月28日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。次条において同じ。)に基づく金銭の支払(和解一時金)
- ③ ハンセン病療養所入所者等に対する支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第3条の規定による補償金の支給(同法第6条第1項の規定による補償金の支給)

Q5. ハンセン病の患者であった者の遺族として和解一時金を受け取りましたが、今回の補償金の支給を受けることはできますか。

A: Q1の要件を満たせば、今回の補償金の支給対象となります。

Q6. 日本国籍を持っていませんが、補償金の支給を受けることができますか。

A: Q1の要件を満たせば、国籍の有無や現在日本に住んでいるかどうかにかかわらず、補償金の支給対象となります。

Q7. 日本に住んだことはありませんが、日本の統治下にあった、戦前(昭和20年(1945年)8月15日まで)の台湾に住んでいたことがあります。補償金の支給対象となりますか。

A: 告示(※)で指定する地域に居住されていた方(Q1の他の要件も満たす方)は補償金の支給対象となる場合があります。詳しくは、厚生労働省の相談窓口にお問い合わせください。

※ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第2条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域(令和元年厚生労働省告示第172号)

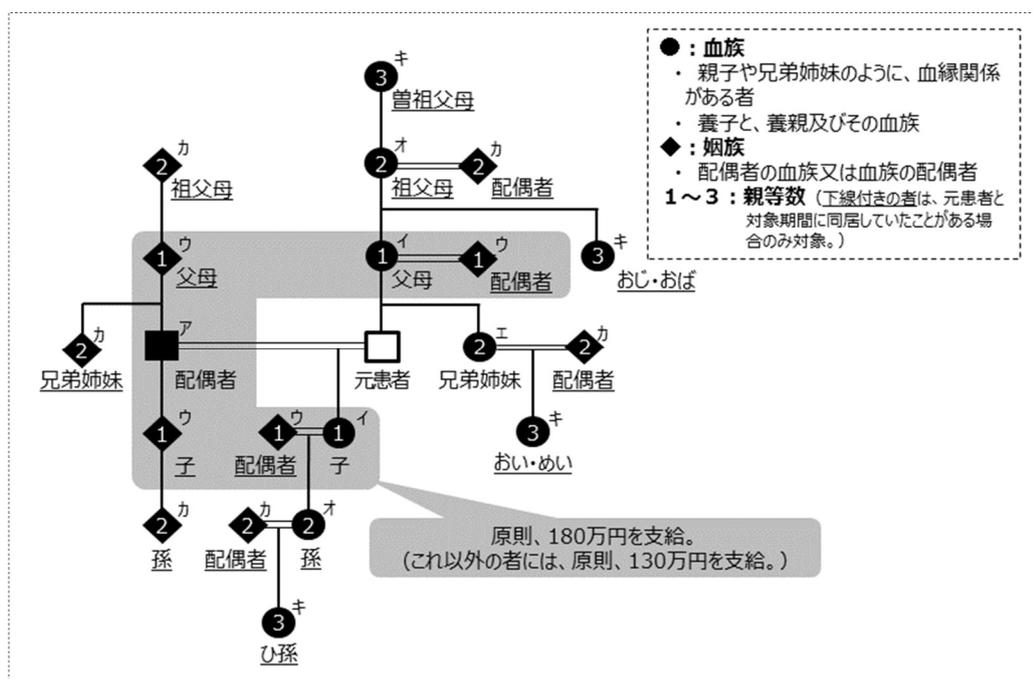
【補償額について】

Q8. 補償金の額はいくらですか。

A: 補償金の額は、以下のとおりです。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含まれます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	180 万円
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等(※1)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※2)していた方	
エ	兄弟姉妹	130 万円
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居(※2)していた方	
カ	2親等の姻族等(※3)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※2)していた方	
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居(※2)していた方	

- ※1 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。
- ※2 「同居」とは、発病から平成8年（1996年）3月31日までの間に日本において（日本に居住したことがない場合には、昭和20年（1945年）8月15日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において）生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。
- ※3 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。



Q9. 家族であったことがある者の中にハンセン病歴のある者が複数名いる場合、人数分の補償金の支給を受けられますか。

A: 補償金は、請求者とハンセン病歴のある御家族1名との関係についてのみ、お支払いすることとしています。「令和元年6月28日熊本地方裁判所判決」の認容額の考え方と同様、家族であったことがある方の中にハンセン病歴のある方が複数名いる場合は、請求者と家族関係等が認められたハンセン病歴のある方のうち、補償額が最も高額となる対象患者との関係について、補償金を支給します。

例えば、請求される方の御尊父様と御令兄様にハンセン病歴がある場合、最

も補償額が高い「血族である子」として180万円を支給します。

Q10. ハンセン病歴のある者の兄弟として130万円の支払を受けましたが、その後、親にもハンセン病歴があったことがわかりました。ハンセン病歴のある者の子として補償金の支払を受けることはできますか。

A: 補償金は、請求者とハンセン病歴のある御家族1名との関係についてのみ、支給することとしています。Q8のエ、オ、カ又はキとして補償金130万円の支払を受けた方が、後に、Q8のア、イ又はウとして補償金の支給を受けようとするときは、差額の50万円を支給します。

【申請手続について】

Q11. 補償金の請求はどのように行えばよいのですか。

A: 必要書類を厚生労働省に直接提出して請求いただくことになっています。郵送による提出も可能です。

※ メールやFAXによる提出は受け付けておりません。

※ 請求は、日本語で行っていただきます。添付書類の中に、外国語で作成されたものがあるときは、和文を添付してください。

なお、家族であったことがある方の中にハンセン病歴のある方が複数名いらっしゃる場合には、可能な限り、ハンセン病歴のある方複数名についての請求を行っていただくことが望ましいです(Q16を参照)。

Q12. 補償金の対象となる者が、認知症等で請求ができない場合は、どうすれば良いですか。

A: 成年後見制度を活用して後見人の方が請求を行うことができます。

請求者本人に代わって、後見人が請求書を提出する場合には、請求書の「1. 請求者の情報」の請求者氏名欄に成年後見人が代理請求する旨(Q13を参照)を記載の上、後見人の本人確認資料に加え、後見人であることを証明する書類を提出してください。なお、請求書の「1. 請求者の情報」の請求者住所欄には、請求者本人の住所を記載し、請求書の「2. 問合せの際に希望する連絡先」の住所欄に成年後見人の住所及び連絡先を記載して下さい。

Q13. 請求者が成年被後見人の場合、請求者欄はどのように記載をすれば良いですか。

A: 請求書上部の請求者氏名及び押印の欄に、成年後見人の氏名を記載した上押印し、「1. 請求者の情報」欄には成年被後見人の情報を記載してください。なお、請求者氏名及び押印の欄については、記入者が成年後見人であることが明確に分かるよう「成年被後見人〇〇の成年後見人××」のような形式で記載してください。

Q14. (成年後見人ではない)代理人が請求者に代わって請求書を提出する場合、どのようにすれば良いですか。

A: 請求者本人に代わって、委任を受けた代理人が請求書を提出する場合、代理人が請求者本人により適切に代理権を授与された者であることを確認するため、委任状を提出してください。委任状には、明確に委任する内容を記載するとともに、代理人の本人確認資料の写しを提出してください。なお、追加の提出資料を求める場合や請求者本人の意思を直接確認する場合があります。

(参考) 委任状に最低限記載すべき事項

- ・ 請求者本人氏名及び住所
- ・ 代理人氏名及び住所
- ・ 請求者本人と代理人の関係
- ・ 委任する内容

※ 委任する内容は明確に記載してください。

(例: ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の請求に関する一切の件)

- ・ 請求者本人の自署又は押印
- ・ 委任の日付

Q15. 家族(祖父等)にハンセン病歴があることを知らない家族(孫等)の分もまとめて請求したいのですが、委任状を添付せずに請求することは可能ですか。

A: 本補償金の目的を認識されずに補償金の支給を受けた場合、「らい予防法に基づく施設入所施策の下で、ハンセン病歴のある方の御家族が被った精神的苦痛を慰謝する」という本補償金の目的を達成することができないため、委任状の添付がない場合、請求を受け付けることはできません。

Q16. 家族であったことがある者の中にハンセン病歴のある者が複数名いる場合に、ハンセン病歴のある者複数名についての請求を行った方が良いのはなぜですか。

A: ハンセン病歴のある方複数名についてまとめて請求をしていただくと、次のメリットがあります。

- ① 請求に係るハンセン病歴のある御家族に補償金額が同額である関係性の方が複数名いる場合、事実認定が容易である御家族に関する請求内容を優先して審査することにより、認定がスムーズになる可能性があります。
- ② 補償金の請求はハンセン病歴のある方との関係ごとにしていただく必要があり、あるハンセン病歴のある御家族との関係についての請求を、当該請求に必要な書類が揃わなかったからといって、別のハンセン病歴のある御家族との関係についての請求であったことにすることはできません(別のハンセン病歴のある御家族との関係について請求するためには、改めて請求をし直していただく必要があります)。そのため、例えば、請求者が、あるハンセン病歴のある方

1名との関係についてのみ補償金を請求し、その後亡くなってしまった場合において、当該ハンセン病歴のある御家族のほかにハンセン病歴のある御家族がいらっしゃっても、請求し直すことができず、御遺族が補償金を受け取ることができなくなります。あらかじめハンセン病歴のある方複数名についての請求を行っていただければ、ハンセン病歴のある方1名との関係についての請求が認められなかった場合に改めて他のハンセン病歴のある方についての請求を行っていただかなくとも、あらかじめ請求いただいた他のハンセン病歴のある方についての請求の認定・審査に移ることができます。

Q17. 補償金の請求をする場合には、どのような書類が必要ですか。

A: 請求には次の書類が必要です。家族であったことがある方の中にハンセン病歴のある方が複数名いらっしゃる場合には、可能な限り、ハンセン病歴のある方複数名分の書類を揃えて請求してください(Q11、Q16を参照)。ただし、すぐに全ての書類がそろわない場合などは、後から提出することも可能ですので、厚生労働省の相談窓口にご相談してください。

なお、下線を付している書類については、様式を使用し、作成してください。様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができるほか、ハンセン病療養所等でも紙媒体の様式を入手することができます。また、御連絡をいただければ、個別に郵送いたします。

① 補償金請求書(様式1)

請求書には、様式に沿って、必要事項を記載してください。補償金支給の認定に当たって重要な資料となります。ハンセン病歴のある方複数名との関係についての請求を行う方は、申請書追加様式(様式2)を御使用ください。

② 添付書類

(1) 添付書類等チェックシート(様式3)

(2) 住民票の写しなど請求者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明する書類

※ 住民票は、3か月以内に取得したもの(2019年11月22日以降に取得したものに限る。)を提出してください。

(3) 請求者の家族であったことがある方に平成8年(1996年)3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類等(Q24を参照)
(補償金の支給認定に当たっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書と併せて提出してください。)

(4) 請求者及びハンセン病歴のある方それぞれについて国内等居住歴(Q1の※2、※3を参照)があることを証明する書類(Q30を参照)

(5) 請求者がQ1の※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の家族関係であったことを証明する書類(Q31を参照)

(6) 請求者がQ1のウ、オ、カ又はキである場合、当該ハンセン病歴のある方とQ1の※3の期間に同居していたことを証明する書類(Q34を参照)

- (7) 補償金の振込を希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができ書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
- (8) その他請求に係る事実を証明する資料
- (9) 添付書類の日本語訳(外国語で作成された添付書類がある場合のみ)

Q18. 家族のハンセン病歴やハンセン病歴のある者との家族関係を証明する文書が見つからず、提出できない場合はどうなりますか。

A: 家族のハンセン病歴やハンセン病歴のある方との家族関係を証明する文書が見つからない場合であっても、厚生労働省に設置される認定審査会において、請求者及び関係者の陳述の内容などの請求に係る情報を総合的に勘案した審査を行い支給対象であるかどうかを認定します。そのため、公的機関が発行した書類がない場合には、審査の参考となり得る資料をできる限り提出してください(Q24～Q35を参照)。

Q19. 補償金を請求する前に亡くなってしまった場合には、補償金は受け取れなくなってしまうのですか。

A: 補償金の請求をせずにお亡くなりになった場合は、補償金を受け取ることができません。すぐに全ての添付書類がそろわない場合、まずは請求書と請求者が生存していることを証明できる住民票等の写しを提出してください。

ただし、補償金の支給を受けることができる方が、補償金の請求をした後にお亡くなりになった場合には、生計が同一だった御遺族等が補償金を受け取ることができます。手続の詳細については、厚生労働省相談窓口にお問い合わせください。

Q20. 補償金を請求してから支給されるまでどれくらいの期間がかかりますか。

A: 請求から補償金支給の認定までに要する期間については、調査や審査に要する期間や請求者の個別の事情により異なります。

※ 公的機関が発行した書類により認定に係る事実を証明することができる場合は、原則、認定審査会の審査にかかることなく認定を行うこととされているため、認定までの期間が短くなる可能性があります。

認定後は、原則として支給認定が行われた月の1～2か月後に請求者の金融機関の口座へお支払いします。補償金の支払は、厚生労働省から補償金の支払業務の委託を受けている独立行政法人福祉医療機構が行います。

Q21. 補償金の請求はいつまでに行えば良いですか。

A: 補償金の請求期限は、令和元年(2019年)11月22日(法律の施行日)から5年後まで(令和6年(2024年)11月21日まで)です。

Q22. 申請に関する問合せは、どこに行えば良いですか。

A: 厚生労働省難病対策課の相談窓口までお問い合わせください。
(連絡先)厚生労働省健康局補償金担当宛て

Q23. 請求者本人が金融口座を保有していない場合、親族の口座を振込口座としても良いですか。

A: 補償金の振込先口座は請求者本人名義の口座が原則であり、請求者本人が金融口座を保有していない場合は新規口座を開設してください(その場合、まずは請求書の振込先口座を空欄で提出し、口座開設後に追加で口座情報を提出してください)。

ただし、弁護士又は司法書士等の預かり金口座を振込先として希望する場合は、弁護士資格又は司法書士資格を確認することができる書類を提出してください。

本人が金融口座を保有しておらず、また新規口座の開設が困難な特別の事情がある場合には、厚生労働省の相談窓口まで相談してください。

【申請書類について】

Q24. 「請求者の家族に平成8年(1996年)3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類等」とは、具体的にはどのような書類ですか。

A: 具体的には、次の書類です。なお、下線を付している書類については、様式を使用し、作成してください。様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができるほか、御連絡をいただければ、厚生労働省から個別に郵送いたします。

- ① ハンセン病療養所入所者等に対する支給等に関する法律(平成13年法律第63号)に基づく補償金の支給決定通知の写し
- ② ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年6月18日法律第82号)に基づく退所者給与金・非入所者給与金・特定配偶者等支援金の支給決定通知の写し
- ③ ハンセン病に関して国から損害賠償金又は和解一時金の支払を受けたことを確認することができる書類
- ④ ハンセン病療養所が発行する在園証明書又は退所証明書
- ⑤ 医師の診断書(ハンセン病の発病時期が明らかであり、かつ、原則、平成8年(1996年)3月31日までに作成されたものとする)
- ⑥ ①~⑤の提出が難しい場合は、ハンセン病を発病した事実を確認することができるカルテ等(原則、平成8年(1996年)3月31日までに作成されたものとする)
- ⑦ ①~⑥の提出が難しい場合は、次のいずれかの書類のうち、提出できるもの。

ア 厚生労働省の保有個人情報(次に列挙する情報)の目的外利用に関する

るハンセン病歴のある方の同意書(様式4)

(ハンセン病歴のある方が死亡した場合にあっては、その事実及び死亡年月日を証明する書類)

- ・ ハンセン病歴のある方やその遺族・相続人に対して支払われた損害賠償金、和解一時金、補償金(ハンセン病療養所入所者等に対する支給等に関する法律に基づくもの)の認定に関する情報
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく退所者給与金、非入所者給与金、特定配偶者等支援金の認定に関する情報
- ・ ハンセン病療養所への入所歴に関する情報
- ・ ハンセン病歴のある方の家族関係に関する情報

イ ハンセン病歴及びハンセン病の発病時期に関する医師の意見書

※ 公的機関が発行した書類(①～④)又は⑦のアに列挙する情報により認定に係る事実を確認することができる場合は、原則、認定審査会の審査にかけることなく認定を行うことになるため、認定までに要する期間が短くなる可能性があります。

Q25. ハンセン病療養所の在園証明書や退所証明書はどこから入手できますか。

A: 在園証明書や退所証明書は、ハンセン病療養所で発行しています。御家族の方が入所されていた療養所に請求してください。療養所に退所証明書等を請求される際、ハンセン病歴のある御家族が御存命の場合は、Q24の⑦のアの同意書(様式4)を療養所に提出してください(ハンセン病歴のある御家族が既に亡くなっている場合、Q24の⑦のアの同意書(様式4)を療養所に提出する必要はありません。

御家族が入所されていた療養所が現在存在しない場合、添付書類等チェックシート(様式3)にその旨を記載し、提出してください(ハンセン病歴のある御家族が御存命の場合は、これに加えて、Q24の⑦のアの同意書(様式4)を併せて提出してください)。

Q26. 家族が昔受診した医療機関に診断書やカルテがあるかどうか分かりません。家族が現在通院している医療機関で作成してもらった診断書でも構いませんか。

A: 今回の補償金は、らい予防法廃止(平成8年(1996年)3月31日)までにハンセン病を発病した方の御家族を対象とするものであり、請求に当たっては、同日までにその方がハンセン病を発病していたことを証明する書類を提出していただく必要があります。

ハンセン病歴のある方の発病時期をさかのぼって診断することは困難であるとも言われているため、原則として、同日までに作成された診断書やカルテを提出していただくこととしています。同日までに作成された診断書や診療録が現存していない場合、認定審査会における審査の参考とするため、現在通院されている医療機関などが作成した、御家族のハンセン病の発病時期に関する所見を記載し

た医師の意見書を提出してください。

Q27. 医療機関に診断書やカルテの開示を請求する際、必要な書類はありますか。

A: 診断書の請求等のために必要な書類については、各医療機関にお問い合わせください。

Q28. 補償制度について上手く説明できず、医療機関から診断書やカルテの写しを提供してもらえませんでした。どうすれば良いですか。

A: 厚生労働省から医療機関に問い合わせますので、「添付書類等チェックシート」(様式3)にその旨記載の上、請求してください。その際、ハンセン病患者である御家族が御存命の場合は、「個人情報の取扱に関する同意書」(様式4)を提出ください。

Q29. 「家族にハンセン病歴があることを証明する書類等」(Q24①～⑥、⑦のイ)を準備することができず、Q24の⑦のアの「厚生労働大臣の保有個人情報の目的外利用に関するハンセン病歴のある方の同意書」も提出できない場合、どうなりますか。

A: 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条において、行政機関の長は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととされています。

ハンセン病歴のある方である御家族が御存命であり、かつ、その方の同意が得られない場合、御家族のプライバシーに関わるため、ハンセン病療養所を含む厚生労働省が保有する個人情報を審査や認定に利用することはできません。御家族のハンセン病の発病時期を証明できる他の書類を御提出いただくか、厚生労働省の相談窓口まで相談してください。なお、厚生労働省としても、療養所の職員から入所者に対して補償金の趣旨を丁寧に説明するなど、ハンセン病歴のある方の理解が得られやすい環境整備に努めてまいります。

Q30. 「請求者及びハンセン病歴のある方それぞれについて国内等居住要件(Q1の※2、※3を参照)を満たすことを証明する書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。

A: 対象期間に日本やその他の地域(Q7を参照)に住所を有していたことが分かる客観的な資料を提出してください。

<具体例>

- ① 出生地が日本国内となっている戸籍の写し(出生時にハンセン病歴のある方とQ1のア～キの家族関係にあった方)
- ② 住民票の写し、戸籍の附票の写し
- ③ パスポートの写し、出入国記録の写し
- ④ 卒業アルバムの写真の写し(通学していた小学校名や通学していた年代が分かるもの)、宛先住所・宛名の記載や消印がある手紙の写し、公共料金の領

収書の写し、運転免許証の写し、福祉手帳の写し

※ 公的機関が発行した書類により認定に係る事実を確認することができる場合は、原則、認定審査会の審査にかけることなく認定を行うこととしているため、認定までに要する期間が短くなる可能性があります。

Q31. 「請求者がQ1の※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の関係であったことを証明する書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。

A: 原則として、請求者とハンセン病歴のある方の関係を証明する「戸籍謄本」を提出してください。

Q32. 戸籍上の関係が実際の血縁関係と異なるため、戸籍では、Q1の※3の期間にハンセン病歴のある者と請求書に記載の関係であったことを証明することができません。

A: 戸籍により関係を証明できない場合は、次の書類を提出してください。厚生労働省に設置される認定審査会において、提出された資料等を総合的に勘案し、要件に該当するかどうか、審査を行います。

なお、下線を付しているの書類の様式として、「家族関係に関する申立書(様式5)」を使用して下さい。この様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができるほか、御連絡をいただければ、厚生労働省から個別に郵送いたします。

① 次の内容に関する説明を記載した書類(様式5)

- ・ 請求者の生い立ち、請求者とハンセン病歴のある方等の関係
(例：入所者である両親のもとに生まれてすぐに母の妹(叔母)に引き取られ、育てられた。)
- ・ 戸籍による関係の証明が困難である理由
(例：ハンセン病への偏見差別が子(請求者)に及ぶことをおそれ、戸籍上も、叔母の実子として届けられ、血縁上の母親は戸籍上「伯母」に、血縁上の父親は「伯父」になっているため。)

② 請求者とハンセン病歴のある方の関係に関して記載のある公的機関が発行した書類(療養所の入所者台帳の写し、母子健康手帳の写し等)

③ ②の提出が困難な場合、次に関する親族等の証言を記載した書面及び証言に虚偽の内容がないことを誓約する書面(様式5)

- ・ 請求者とハンセン病歴のある方の関係
(例：ハンセン病歴のある方から、「療養所では子どもを育てられないので、子どもを育ててほしいと頼まれ、○年間請求者を育てた」など)
- ・ 戸籍による関係の証明が困難である理由
(例：ハンセン病歴のある方から、「入所者の子どもであることを隠したいので、戸籍上の親になってほしいと頼まれ、引き受けた」など)

④ その他次に掲げる資料などの家族関係証明の参考となる書類

- ・ 同居の事実を推認することができる客観的資料(卒業アルバムの写真の写

し(通学していた小学校名や通学していた年代が分かるもの)、宛先住所・宛名の記載や消印がある手紙の写し、公共料金の領収書の写し、運転免許証の写し、福祉手帳の写しなど)

- ・ 扶養の事実を証明することができる書類(扶養証明書の写し、遺族年金証書の写し等)

※ 公的機関が発行した書類(②)により認定に係る事実を確認することができる場合は、原則、認定審査会の審査にかけることなく認定を行うこととしているため、認定までに要する期間が短くなる可能性があります。

Q33. 請求者がQ1の※3の期間にハンセン病歴のある者と事実婚関係にあったことを証明するためには、どのような書類が必要ですか。

A: 事実婚関係の証明には、次の書類を提出してください。

なお、下線を付している書類の様式として、「事実婚関係に関する申立書(様式6)」を使用してください。この様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができるほか、御連絡をいただければ、厚生労働省から個別に郵送いたします。

① 当時の婚姻の意思についての当事者それぞれの申立書(様式6)(ハンセン病歴のある方が死亡している場合や現在既に関係を解消しており当事者からの申立を得ることが困難な場合にあつては、当該者に係る婚姻の意思についての第三者の証言を記載した書面及び証言に虚偽の内容がないことを誓約する書面(様式6))

② 同一世帯に属していたことを証明する住民票の写し

③ ②の提出が困難な場合は、事実婚関係証明の参考となる書類(次のア、イに掲げる資料のいずれか及び「同居を証明する資料(Q34、Q35を参照)」)

(ただし、「同居に関する申立書」については、「事実婚関係に関する申立書(様式6)」の様式内の「同居に関する申立」欄に記載ください。また、当時、事実婚関係にあった者と別居していた場合は、「同居を証明する資料」の代わりに「別居に関する申立書(様式6)」及び「別居に関する第三者の証言を記載した書面及び証言に虚偽の内容がないことを誓約する書面(様式6)」を提出してください。)

ア 扶養の事実を証明する書類(扶養証明書の写し、遺族年金証書の写し等)

イ 以下に掲げる書類(提出できるもの全て)及び夫婦として共同生活を営んでいたことに関する第三者の証言を記載した書面(様式6)

- ・ 結婚式場等の証明書又は挙式、披露宴等の実施を証する書類
- ・ ハンセン病歴のある方の葬儀を主催したことを証する書類(会葬御礼の写し等)
- ・ その他事実婚関係の証明の参考となる書類(宛先住所・宛名の記載や消印がある連名の郵便物の写し、公共料金の領収証(内縁の夫(妻)が、内縁の妻(夫)の公共料金を負担しているもの)の写し、生命保険の保険証の写し、未納分の税の領収証(内縁の夫(妻)に未支払の市民税等があり、

当該夫(妻)の死亡後に内縁の妻(夫)が支払ったもの)の写し、賃貸借契約書(入居者の続柄に「見届けの妻」、「婚約者」、「内縁」等と記載されているもの)の写し、定期的送金があった事実を確認できる書類(預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等)の写し、等)

※ 公的機関が発行した書類(②)により認定に係る事実を証明することができる場合は、原則、認定審査会の審査にかけることなく認定を行うこととしているため、認定までに要する期間が短くなる可能性があります。

Q34. 「請求者がQ1の※3の期間にハンセン病歴のある方と同居していたことを証明する書類」とは、具体的にどのような書類ですか。

A: 原則として、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の公的機関が発行した書類を提出してください。

※ 住民票や戸籍の附票の写し等の公的機関が発行した書類により同居の事実を確認することができる場合は、原則、認定審査会の審査にかけることなく認定を行うこととしているため、認定までに要する期間が短くなる可能性があります。

Q35. 文書の保存年限を超過しており、ハンセン病歴のある者と当時同居していたことを証明する住民票や戸籍の附票が市町村に残っていませんでした。

A: 住民票や戸籍の附票の提出が難しい場合、次に掲げる資料のうち、提出できるもの全てを提出してください。

なお、下線を付している書類の様式として、「同居に関する申立書(様式7)」様式を使用してください。この様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができるほか、御連絡をいただければ、厚生労働省から個別に郵送いたします。

- ① 同居に関する申立書(様式7)
- ② 同居していたことに関して参考となる客観的資料
(写真の写し、宛先住所・宛名の記載や消印がある手紙の写し、公共料金の領収書の写し、運転免許証の写し、福祉手帳の写しなど)
- ③ 扶養の事実を証明することができる書類(扶養証明書等)
- ④ 請求者とハンセン病歴のある方が同居していたことに関する2名以上の第三者の証言及び証言の内容に虚偽がないことに関する誓約書(様式7)

【申請に係る費用について】

Q36. 戸籍謄本を取得するための費用は、自己負担しなければなりませんか。

A: 当該請求に係る戸籍謄本取得のための費用については、市町村ごとに条例でその取扱いを定めております。お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q37. 医療機関から家族のハンセン病歴に関して記載のあるカルテを取得するた

めの費用は、自己負担しなければなりませんか。

A: 自己負担となります。

【その他】

Q38. 補償金には、税金がかかりますか。

A: 今回の補償金には、所得税等の税金はかからないこととされています。

Q39. 認定されたかどうかはどのように知らされますか。補償金を受け取ったことを家族に知られたくありません。

A: 厚生労働省から請求者の方に簡易書留で認定結果通知をお送りするほか、補償金の口座振込み後、独立行政法人福祉医療機構から請求者の方に簡易書留で振込金額等のお知らせをお送りします。自宅以外を送付先に指定することも可能です。請求書に御希望の送付先を記載してください。

ハンセン病元患者家族補償金支給請求書

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律による補償金の支給を請求します。また、私は、ハンセン病歴のある者として国から損害賠償金、和解一時金、補償金の支払いを受けたことはありません(※)。

※ ハンセン病元患者として国から損害賠償金、和解一時金、補償金の支払いを受けたことがある方は、本補償金の対象外です。

年 月 日 請求者氏名 印

1. 請求者の情報

※本人自署の場合は押印省略可能

※ 請求書は、請求者(請求者氏名の欄に氏名が記載されている方)が記載してください。請求者以外の方が請求書を記載する場合は、委任状を提出してください(詳しくは、Q&Aを参照)。

ふりがな		性別	生年月日
請求者氏名		男・女	(明治・大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生
請求者住所	〒 都・道 府・県 電話番号 () メールアドレス @		
平成10年(1998年)7月31日から申請日現在までの氏名変更の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
現在の氏名と異なる氏名だった期間		氏名	
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
国内等居住歴(ハンセン病歴のある家族が最初にハンセン病を発病した時から平成8年(1996年)3月31日まで(※)の間)			
国		居住期間	
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 台湾、朝鮮等()		年 月 日～ 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 台湾、朝鮮等()		年 月 日～ 年 月 日	
訴訟情報(ハンセン病歴のある方の家族として国に対して訴訟を提起したことがある方のみ)		提訴裁判所名	
		原告番号	

※ 戦前の台湾、朝鮮等にあつては、昭和20年(1945年)8月15日までの間に限る。

2. 問合せの際に希望する連絡先

※ 厚生労働省からの問合せの際に請求者以外へ連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との関係	
氏名			
住所	〒 都・道 府・県 電話番号 () メールアドレス @		

3. 認定/不認定決定通知書及び補償金支払通知の送付先

※ 「1. 請求者の情報」に記載の住所以外への送付を希望する場合は記入してください。

ふりがな		通知先	〒 都・道 府・県
宛名			

4. 振込を希望する金融口座

※ 通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。

※ 原則本人名義の口座又は弁護士若しくは司法書士の預かり金口座を記載してください。これ以外の口座への振込を希望する場合は、厚生労働省に相談してください。預かり金口座を指定する場合は、資格を有することを証明する書類を提出してください。

名称	銀行・信用金庫	預金種目	金融機関コード
	その他()	普通・当座・貯蓄	
	本店・支店	支店コード	口座番号
	支店・出張所		
フリガナ			
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載してください。		

(注意) 故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手段により補償金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還が命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

(次ページに32みください)

5. 請求者の家族等（ハンセン病歴のある方）の情報（*を付した項目は、必須項目）

※ 家族であったことがある方の中にハンセン病歴のある方が複数名いらっしゃる場合には、可能な限りハンセン病歴のある方複数名分の情報を提供してください（「請求書追加様式」（様式2）を使用してください）。

ふりがな*		性別*		
氏名*		男・女		
生年月日* (明治・大正・昭和・平成・西暦・不明) 年・頃 月 日生		生死の別* <input type="checkbox"/> 現に生存している <input type="checkbox"/> 死亡している	死亡年月日（死亡している場合のみ） (明治・大正・昭和・平成・西暦・不明) 年 月 日死亡	
請求者から見たハンセン病歴がある方の続柄*	<血縁又は養子縁組により家族関係があったことがある方> <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> ひ孫 <input type="checkbox"/> おじ・おば <input type="checkbox"/> おい・めい			
	<それ以外の方> <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> (親・子)の配偶者 <input type="checkbox"/> 配偶者の(親・子) <input type="checkbox"/> (兄弟姉妹・祖父母・孫)の配偶者 <input type="checkbox"/> 配偶者の(兄弟姉妹・祖父母・孫)			
上記の関係を戸籍上確認できるか <input type="checkbox"/> 確認できる <input type="checkbox"/> 確認できない(理由： <input type="checkbox"/> 事実婚のため <input type="checkbox"/> 事実婚以外)				
請求に係る家族等のハンセン病歴	ハンセン病療養所入所歴の有無*		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	施設名*	入所期間* (入所日～平成8年(1996年)3月31日の間)	園名 (園において使用していた氏名)	
	園・不明	年 月 日～ 年 月 日・不明		
	園・不明	年 月 日～ 年 月 日・不明		
	園・不明	年 月 日～ 年 月 日・不明		
	(※遺族が受け取った場合も☑)		提訴裁判所名	原告番号
	ハンセン病に関する金銭の受給歴	損害賠償金*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
		和解一時金*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
		補償金*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	受付番号
		給与金等*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	受給者番号
ハンセン病の発病の診断を受けた時期*		年・頃 月 日・不明		
ハンセン病発病の診断を受けた医療機関		〒 ー		
名称	所在地			
ハンセン病歴のある方と関係があった期間* (※1)				
請求者から見たハンセン病歴のある方の続柄		期間		
		年 月 日～ 年 月 日		
		年 月 日～ 年 月 日		
国内等居住歴* (※1)				
国 (日本以外の場合は、括弧内に国名を記載)		期間		
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 戦前の台湾、朝鮮等 ()		年 月 日～ 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 戦前の台湾、朝鮮等 ()		年 月 日～ 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 戦前の台湾、朝鮮等 ()		年 月 日～ 年 月 日		
請求者と同居していた期間* (※1) (親・子、配偶者、兄弟姉妹についての請求の場合、記載不要)		年 月 日～ 年 月 日		
		年 月 日～ 年 月 日		

※1 ハンセン病の発病の時から平成8年(1996年)3月31日まで(※2)の間に限る。

※2 戦前の台湾、朝鮮等にあつては、昭和20年(1945年)8月15日までの間に限る。

6. 個人情報の取扱い

(1) 本請求書に記載されている情報は、あなたの家族関係やあなたの家族であったことがある方のハンセン病歴を確認するため、かつて私立ハンセン病療養所であった医療機関などに、審査・認定に必要な限度で提供する場合があります。

上記について同意します。 上記について同意しません。

ハンセン病元患者家族補償金支給請求書（追加様式）

請求者の家族等（ハンセン病歴のある方）の情報（*を付した項目は、必須項目）

※ 家族であったことがある方の中にハンセン病歴のある方が複数名いらっしゃる場合には、可能な限りハンセン病歴のある方複数名分の情報を提出してください。

ふりがな*				性別*		
氏名*				男・女		
生年月日*		生死の別*		死亡年月日（死亡している場合のみ）		
(明治・大正・昭和・平成・西暦・不明) 年・頃 月 日生		<input type="checkbox"/> 現に生存している <input type="checkbox"/> 死亡している		(明治・大正・昭和・平成・西暦・不明) 年 月 日死亡		
請求者から見たハンセン病歴がある方の続柄*	＜血縁又は養子縁組により家族関係があったことがある方＞ <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> ひ孫 <input type="checkbox"/> おじ・おば <input type="checkbox"/> おい・めい					
	＜それ以外の方＞ <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> (親・子)の配偶者 <input type="checkbox"/> 配偶者の(親・子) <input type="checkbox"/> (兄弟姉妹・祖父母・孫)の配偶者 <input type="checkbox"/> 配偶者の(兄弟姉妹・祖父母・孫)					
上記の関係を戸籍上確認できるか		<input type="checkbox"/> 確認できる <input type="checkbox"/> 確認できない（理由： <input type="checkbox"/> 事実婚のため <input type="checkbox"/> 事実婚以外）				
請求に係る家族等のハンセン病歴	ハンセン病療養所入所歴の有無*		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
	施設名*	入所期間*		園名		
		(入所日～平成8年(1996年)3月31日の間)		(園において使用していた氏名)		
	園・不明	年 月 日～	年 月 日・不明			
	園・不明	年 月 日～	年 月 日・不明			
	園・不明	年 月 日～	年 月 日・不明			
	(※遺族が受け取った場合も☑)		提訴裁判所名		原告番号	
	ハンセン病に関する金銭の受給歴	損害賠償金*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
		和解一時金*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
		補償金*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		受付番号	
給与金等*		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		受給者番号		
ハンセン病の発病の診断を受けた時期*		年・頃 月 日・不明				
ハンセン病発病の診断を受けた医療機関		〒 -				
名称	所在地					
ハンセン病歴のある方と関係があった期間* (※1)						
請求者から見たハンセン病歴のある方の続柄		期間				
		年 月 日～		年 月 日		
		年 月 日～		年 月 日		
国内等居住歴* (※1)						
国（日本以外の場合は、括弧内に国名を記載）		期間				
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 戦前の台湾、朝鮮等（ ）		年 月 日～		年 月 日		
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 戦前の台湾、朝鮮等（ ）		年 月 日～		年 月 日		
<input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 戦前の台湾、朝鮮等（ ）		年 月 日～		年 月 日		
請求者と同居していた期間* (※1) (親・子、配偶者、兄弟姉妹についての請求の場合、記載不要)		年 月 日～		年 月 日		
		年 月 日～		年 月 日		

※1 ハンセン病の発病の時から平成8年(1996年)3月31日まで(※2)の間に限る。

※2 戦前の台湾、朝鮮等にあつては、昭和20年(1945年)8月15日までの間に限る。

(注意) 故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手段により補償金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還が命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

(以上)

添付書類等チェックシート (ハンセン病元患者家族補償金申請用)

ハンセン病元患者家族補償金の請求に関して、下記の請求者について、請求書、添付書類を提出します。

請求者情報	ふりがな		生年月日	
	氏名			
	住所			
	請求年月日			

- ※ 各添付書類の左上に添付書類番号を記載してください(順不同)。
- ※ 添付している書類欄にチェックするとともに、添付書類の種類、添付書類番号を記入してください。また、添付していない場合にはその理由等を記載してください。

添付書類番号	書類の種類	チェック	請求に係る元患者数	添付していない理由 ※斜線のものは、必須書類
1. 基礎資料				
必須⇒	①請求書 (様式1及び様式2)		計 名	
2. 添付資料				
必須⇒	②請求者の氏名・性別・生年月日・住所又は居所を確認できる書類			
(1) 請求者の家族であったことがある者に関する書類				
可能な限り出してください★	③補償金・賠償金・和解金・給与金等の支給を受けたことを証明する書類		名分	<input type="checkbox"/> 他の書類を提出する <input type="checkbox"/> その他()
	④ハンセン病療養所の在園証明書・退所証明書等		名分	<input type="checkbox"/> 他の書類を提出する <input type="checkbox"/> 家族が入所していたハンセン病療養所が現存しない <input type="checkbox"/> その他()
	⑤診断書、診療録等		名分	<input type="checkbox"/> 他の書類を提出する <input type="checkbox"/> 医療機関に依頼したが、提供してもらえなかった <input type="checkbox"/> その他()
★の書類が提出できない場合、可能な限り	⑥個人情報の取扱いに関する同意書(様式4) ※ ハンセン病歴のある御家族が既にお亡くなりになっている場合は、⑦を提出してください。		名分	<input type="checkbox"/> 他の書類を提出する <input type="checkbox"/> ハンセン病歴のある者が既に死亡している <input type="checkbox"/> その他()
	⑦ハンセン病歴のある方が死亡した事実を証明する書類 ※ ハンセン病歴のある御家族が御存命の場合は、⑥を提出してください。		名分	<input type="checkbox"/> 他の書類を提出する <input type="checkbox"/> その他()
必須⇒	⑧ハンセン病歴のある方が国内等居住要件を満たすことを証明する書類		名分	

(次ページに35)をみください)

添付書類 番号	書類の種類	チェック	請求に係る 元患者数	添付していない理由 ※斜線のものは、必須書類
(2) 請求者及び請求者の家族に関する書類				
必須⇒	⑨戸籍謄本		名分	/
で戸籍 できない より場合 の家族 み関係 提出が 証明	⑩家族関係（事実婚関係を 除く）に関する 申立書（様式5）		名分	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本を提出する <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑪公的機関が発行した書 類（事実婚関係以外）		名分	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本を提出する <input type="checkbox"/> 公的機関に書類が現存していな かった <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑫その他家族関係の確認 に参考になるべき書類		名分	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本を提出する <input type="checkbox"/> 公的機関発行書類を提出する <input type="checkbox"/> その他 ()
必須⇒	⑬請求者が国内等居住要 件を満たすことを証明す る書類		/	/
該当者* のみ、可 能な限 り提 出してく ださい。	⑭事実婚関係に関する 申立書（様式6）		名分	<input type="checkbox"/> 請求に係る関係に事実婚関係が 含まれない <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑮同一世帯に属していた ことを証明する住民票の 写し		名分	<input type="checkbox"/> 請求に係る関係に事実婚関係が 含まれない <input type="checkbox"/> 住民票が現存していなかった <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑯その他事実婚関係に関 し参考となるべき書類		名分	<input type="checkbox"/> 請求に係る関係に事実婚関係が 含まれない <input type="checkbox"/> 住民票を提出する <input type="checkbox"/> その他 ()
該当者* のみ、可 能な限 り提 出してく ださい。	⑰同居の事実を証明する 公的機関が発行した 書類		名分	<input type="checkbox"/> 同居が要件となっている関係につ いての請求をしない <input type="checkbox"/> 公的機関に書類が現存していな かった <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑱同居に関する申立書 （様式7）		名分	<input type="checkbox"/> 同居が要件となっている関係につ いての請求をしない <input type="checkbox"/> 公的機関発行書類を提出する <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑲同居の確認に関し 参考となる書類		名分	<input type="checkbox"/> 同居が要件となっている関係につ いての請求をしない <input type="checkbox"/> 公的機関発行書類を提出する <input type="checkbox"/> その他 ()
(3) その他				
必須⇒	⑳振込みを希望する金融 機関の名称及び口座番号 を明らかにする書類		/	/
外国語の 添付書類が ある場合 のみ⇒	㉑添付書類の日本語訳		/	<input type="checkbox"/> 外国語で記載された添付書類が ない <input type="checkbox"/> その他 ()

* 各添付書類が必要かどうかについては、厚生労働省ホームページに掲載されているQ & Aを御確認ください。

個人情報取扱いに関する同意書
(ハンセン病元患者家族補償金申請用)

令和 年 月 日

私（甲）は、乙が請求するハンセン病元患者家族補償金の審査・認定に当たって、厚生労働省（同省に置かれたハンセン病元患者家族補償金認定審査会を含む。）が下記に関する私（甲）の個人情報を利用することに同意します。

記

- 厚生労働大臣が現に保有する甲のハンセン病歴又はハンセン病療養所入所歴に関する情報 …①

※ 具体的には次の情報です。

- ・ ハンセン病歴のある方やその遺族・相続人に対して支払われた損害賠償金、和解一時金、補償金（ハンセン病療養所入所者等に対する支給等に関する法律 に基づくもの）に関する情報
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく退所者給与金、非入所者給与金に関する情報
- ・ 国立ハンセン病療養所が保有する入所歴又はハンセン病歴に関する情報

※ ①にチェックした場合は、裁判上の和解の際に和解条項において「和解の存在び内容を口外しない」とされている場合であっても、甲の個人情報を乙の申請の審査・認定に使用します。

- 厚生労働大臣が現に保有する甲と乙の家族関係に関する情報 …②

- 医療機関（私立ハンセン病療養所を含む。）が現に保有する甲のハンセン病歴又は私立ハンセン病療養所入所歴に関する情報 …③

- 医療機関（私立ハンセン病療養所を含む。）が現に保有する甲と乙の家族関係に関する情報 …④

※ ③、④にチェックした場合、厚生労働省から医療機関に甲のハンセン病歴又はハンセン病療養所入所歴や甲と乙の家族関係について調査を依頼することがあります。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可。）

甲	<p>（ハンセン病歴のある方の署名） ※ 甲の署名は、原則として甲本人が自署してください。</p> <p style="text-align: right;">印</p>
乙	<p><input type="checkbox"/> 今回の請求者（次の者）のみ （請求者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p><input type="checkbox"/> 補償金の対象である以下の者全て <血縁又は養子縁組により家族関係があったことがある方> ○親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、曾祖父母、ひ孫、おじ・おば、おい・めい <それ以外の方> ○配偶者、親・子の配偶者、配偶者の親・子 ○兄弟姉妹・祖父母・孫の配偶者、配偶者の兄弟姉妹・祖父母・孫</p>

（注意事項）

- ・ **必ず、甲本人に本同意書の趣旨を説明の上、同意を得てください。**
- ・ ハンセン病歴のある方が既に亡くなっている場合、本同意書ではなく、その方の死亡を証明する書類を提出してください。
- ・ 甲の署名は、原則として甲本人が自署してください。身体上の障害等により甲が自署することができない等のやむを得ない場合には、口頭で甲の同意を得た上で、甲の氏名及び代筆した者の氏名を記載した上(例:「厚生一郎（代筆 厚生太郎）」)甲の印鑑により押印してください。
- ・ なお、甲本人の同意を得ずに、乙が甲欄の署名を行うなど、故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手段により補償金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還が命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

家族関係に関する申立書 (ハンセン病元患者家族補償金申請用)

※ 事実婚関係の証明には、「事実婚関係に関する申立書」(様式6)を使用してください。

1 当時の関係についての申立

※ 記載例を参考に、(1)、(2)のいずれかの欄を埋めてください。

(1) 親子関係を戸籍により証明できない場合

戸籍上、私 (2) は (1) の

ですが、血縁上は (3) です。

そのため、私は、①の者の③として補償金を請求します。

(2) 親子関係以外の関係(※)を戸籍により証明できない場合

※ 兄弟姉妹同士、祖父母と孫、おじ・おばとめい・おい、曾祖父母とひ孫等

戸籍上、 (1) は私 (3) の

(2) の ですが、

血縁上は、②の者の です。仮に、①の者と②の者の戸籍上の

関係が血縁上の関係どおりであった場合、私は①の者の (4) です。

そのため、私は、①の者の④として補償金を請求します。

(次ページにお進みください)

2

①の者と②の者について、請求書に記載の関係であることを証明できない理由

(1) ①の者と②の者の関係について（※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。）

(2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

(3) 備考（※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。）

(次ページにお進みください)

3

第三者による証明欄

(※①の者と②の者に③の関係があることに関して公的機関が発行した書類を提出することができない場合のみ)

<証言1>

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。

(1) ①の者と②の者の関係について (※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。)

(2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

(3) 備考 (※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。)

(1) ~ (3) の証言に虚偽はありません。

氏名 _____ ⑨ 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

(次ページにお進みください)

<証言2>

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。

- (1) ①の者と②の者の関係について（※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。）

- (2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

- (3) 備考（※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。）

(1)～(3)の証言に虚偽はありません。

氏名 _____ ⑩ 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

厚生労働大臣 殿

事実婚関係に関する申立書
(ハンセン病元患者家族補償金申請用)

1 婚姻の意思を有し、夫婦として共同生活を営んでいたことについての申立

下記①の者と下記②の者は、戸籍上の婚姻関係にはありませんが、当時婚姻の意思があり、③の期間において、夫婦としての共同生活を営んでいました。

① 氏名 _____ ① 住所 _____
② 氏名 _____ ② 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

③ 明治・大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃
～ 明治・大正・昭和・平成・令和・請求日現在 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃

2 同居についての申立

上記①の者と上記②の者は、次の期間において、同居していました。

明治・大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃
～ 明治・大正・昭和・平成・令和・請求日現在 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃

3 別居についての申立

上記①の者と上記②の者は、夫婦としての共同生活を営んでいた期間のうち、次の期間においては、別居していましたが、その理由は次のとおりです。

明治・大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃
～ 明治・大正・昭和・平成・令和・請求日現在 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃

<上記期間に別居していた理由>

4 備考 (※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。)

(次ページにお進みください)

4 第三者による証言

<証言1>

(※該当する証言にチェック)

- 婚姻の意思に関する証言 別居の理由に関する証言
 夫婦として共同生活を営んでいたことに関する証言

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではなく、次の証言に虚偽はありません。

氏名 _____ ⑨ 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

<証言2>

(※該当する証言にチェック)

- 婚姻の意思に関する証言 別居の理由に関する証言
 夫婦として共同生活を営んでいたことに関する証言

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではなく、次の証言に虚偽はありません。

氏名 _____ ⑨ 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

<証言3>

(※該当する証言にチェック)

- 婚姻の意思に関する証言 別居の理由に関する証言
 夫婦として共同生活を営んでいたことに関する証言

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではなく、次の証言に虚偽はありません。

氏名 _____ ⑨ 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

厚生労働大臣 殿

同居に関する申立書 (ハンセン病元患者家族補償金申請用)

1 同居についての申立

下記①の者と下記②の者は、③の期間において、同じ住所(④)で生活していました。

① 氏名 _____ 印

② 氏名 _____ 印

※本人自署の場合は押印省略可能

③ 明治・大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃

～ 明治・大正・昭和・平成・令和・請求日現在 _____ 年 _____ 月 _____ 日・頃

④ 住所 _____

⑤ 提出資料に関する説明 _____

資料 _____

2 同居が短期間であった理由(同居が1年未満であった場合のみ)

上記①の者と上記②の同居が短期間であった理由は、以下のとおりです。

＜同居が短期間であった理由＞

(次ページにお進みください)

3 第三者による証明欄

<証言1>

上記①の者と②の者の同居について、私が把握している事実は、次のとおりです。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではなく、次の証言に虚偽がないことを誓約します。

氏名 _____ ⑩ 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

<証言2>

上記①の者と②の者の同居について、私が把握している事実は、次のとおりです。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではなく、次の証言に虚偽がないことを誓約します。

氏名 _____ ⑩ 住所 _____

※本人自署の場合は押印省略可能

4 備考

厚生労働大臣 殿

支払未済の補償金の支給申出書

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の補償金のうち、支払未済の補償金の支給を申し出ます。

申出者（代表者）は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「法」という。）第10条第1項の遺族又は同項の相続人（以下「遺族等」という。）であり、先順位（※）である遺族等は存在しません。また、申出者（代表者）の他に同順位である遺族等がいる場合は、次の〈同順位者への支払について〉の内容について了承します。

※ 法第10条第1項において、補償金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とされています。

〈同順位者への支払について〉

法第10条第3項に基づき、原則として、支払未済の補償金の支給を受けるべき同順位の者が2名以上いるときは（例：子が2人）、その全額をその一人に支給することとしています。この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなされます。

年 月 日 申出者（代表者）氏名 印

1. 申出者（代表者）の情報

※本人自署の場合は押印省略可能

※ 申出書は、申出者（「申出者（代表者）氏名」の欄に氏名が記載されている方）が記載してください。申出者以外の方が申出書を記載する場合は、委任状を提出してください（詳しくは、Q&Aを参照）。

ふりがな		性別	生年月日
申出者（代表者）氏名		男・女	（明治・大正・昭和・平成・西暦） 年 月 日
申出者（代表者）の住所又は居所	〒 ー 都・道 府・県		
	電話番号 ()	メールアドレス @	
申出者（代表者）の同順位者	氏名	生年月日	ハンセン病元患者家族から見た続柄

2. 問合せの際に希望する連絡先

※ 厚生労働省からの問合せの際に申出者（代表者）以外への連絡を希望する場合は、記入してください。

ふりがな		申出者（代表者）との関係	
氏名			
住所	〒 ー 都・道 府・県		
	電話番号 ()	メールアドレス	@

（次ページにお進みください）

3. 認定／不認定決定通知書及び補償金支払通知の送付先

※ 「1. 申出者(代表者)の情報」に記載の住所以外への送付を希望する場合は記入してください。

ふりがな		〒	—
宛名		通知先	都・道 府・県

4. ハンセン病元患者家族の情報

ふりがな		性別	生年月日
元患者家族の氏名		男・女	(明治・大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日
元患者家族の死亡時の住所又は居所	〒	—	都・道 府・県
元患者家族から見た申出者(代表者)の続柄		元患者家族の死亡年月日	令和 年 月 日

5. 振り込みを希望する金融口座

※ 通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。

※ 原則本人名義の口座又は弁護士若しくは司法書士の預かり金口座を記載してください。これ以外の口座への振込を希望する場合は、厚生労働省に相談してください。預り金口座を指定する場合は、資格を有することを証明する書類を提出してください。

名称	銀行・信用金庫	預金種目		金融機関コード
	その他()	普通・当座・貯蓄		
	本店・支所	支店コード	口座番号(右詰で記載)	
	支店・出張所			
フリガナ				
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。			

<申出書の添付書類について>

申出書には、次に掲げる書類を添付してください。日本語で作成されていない添付書類がある場合は、当該書類に日本語の翻訳文を添付してください。

- ① 住民票の写しその他の申出をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明することができる書類
- ② ハンセン病元患者家族の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- ③ 申出をする者が法第十条第一項の遺族(次条において「遺族」という。)である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 申出をする者とハンセン病元患者家族との身分関係を証明することができる書類
 - イ 申出をする者がハンセン病元患者家族の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
- ④ 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類
- ⑤ 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

(注意) 故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手により補償金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還が命ぜられ、また、詐欺罪として処罰に処せられることがあります。

厚生労働大臣 殿

○ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにすることとする。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下「補償金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。)によりらい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧らい予防法」という。)第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。)その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国内ハンセン病療養所」という。)に入所していた者であって、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているもの
- 二 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法(明治四十年法律第十一号)第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養

所（以下「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であつて、施行日において生存しているもの（前号に掲げる者を除く。）

（平一八法二・全改）

（補償金の支給）

第三条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

（請求の期限）

第四条 補償金の支給の請求は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる日から起算して五年以内に行わなければならない。

一 第二条第一号に掲げる者 施行日。ただし、昭和二十年八月十五日までの間に国外ハンセン病療養所に入所していた者については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号。以下「改正法」という。）の施行の日とする。

二 第二条第二号に掲げる者 改正法の施行の日

2 前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかった者には、補償金を支給しない。

（平一八法二・一部改正）

（補償金の額）

第五条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千四百万円

二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千二百万円

三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千万円

四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 八百万円

五 第二条第二号に掲げる者 八百万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であつて、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間（昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分	退所期間	額
前項第一号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上二百十	四百万円

	六月未満	
	二百十六月以上	六百万円
前項第二号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上	四百万円
前項第三号に掲げる者	二十四月以上	二百万円

3 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。

4 昭和三十五年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間の退所期間の月数については、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。

5 前条第一項第一号ただし書に規定する者が施行日から起算して五年を経過した後補償金の支給の請求をした場合における補償金の額は、前各項の規定にかかわらず、八百万円とする。

(平一八法二・一部改正)

(支払未済の補償金)

第六条 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第七条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(譲渡等の禁止)

第八条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生

労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(名誉の回復等)

第十一条 国は、ハンセン病の患者であった者等(第二条第二号に掲げる者を除く。次項において同じ。)について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

(平一八法二・一部改正)

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一〇日法律第二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律による改正後のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)第二条第二号に掲げる者(この法律の施行前に死亡した者を含む。)であってこの法律の施行前に新法の規定により支給される補償金に相当する補償金の支給を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律の施行の日において新法第三条の規定による補償金の支給の請求があったものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、その者がこの法律の施行前に死亡したときにおける新法第六条第一項の規定の適用については、同項中「ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これ」とあるのは、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)附則第二項に規定する者が同法の施行前に死亡したときは、その者に係る補償金」とする。

○ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則 (平成十三年厚生労働省令第百三十三号)

(補償金の請求)

第一条 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者であつて、法第三条の規定により補償金の支給を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 請求者が平成八年三月三十一日までの間に入所していた国内ハンセン病療養所において前号の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあつては、当該国内ハンセン病療養所において用いていた氏名
- 三 平成八年三月三十一日までの間に入所していたすべての国内ハンセン病療養所の名称
- 四 前号の国内ハンセン病療養所について、それぞれ入所した年月日（退所した場合にあつては、入所した年月日及び退所した年月日）
- 五 金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあつては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 六 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）での払渡しを希望する者（第五号に規定する者を除く。）にあつては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

七 請求年月日

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
 - 二 請求者の生存を証明することができる書類
 - 三 前項第五号に規定する者にあつては、預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の請求書は、現にハンセン病療養所に入所している者にあつては、当該ハンセン病療養所を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

(平一三厚労令一七四・平一八厚労令一四・平一九厚労令一一二・平二四厚労令一三五・一部改正)

第一条の二 法第二条第二号に掲げる者であつて、法第三条の規定により補償金の支給を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所

- 二 請求者が昭和二十年八月十五日までの間に入所していた国外ハンセン病療養所において前号の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあっては、当該国外ハンセン病療養所において用いていた氏名
- 三 昭和二十年八月十五日までの間に入所していた国外ハンセン病療養所の名称
- 四 前号の国外ハンセン病療養所に入所した年月日
- 五 金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあっては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 六 郵便貯金銀行の営業所等での払渡しを希望する者（第五号に規定する者を除く。）にあっては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
- 七 請求年月日

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる事項について請求者の居住地の公的機関が証明した書類その他の同号に掲げる事項を証明することができる書類
- 二 請求者の生存を証明することができる書類
- 三 請求者が入所していた国外ハンセン病療養所に入所した年月日を証明することができる書類
- 四 前項第五号に規定する者にあっては、預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類

（平一八厚労令一四・追加、平一九厚労令一一二・一部改正）

（支払未済の補償金の請求）

第二条 法第六条第一項の規定により支払未済の補償金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び当該請求に係るハンセン病療養所入所者等（以下この条において単に「ハンセン病療養所入所者等」という。）との身分関係
- 二 ハンセン病療養所入所者等の氏名、性別、生年月日及び住所
- 三 ハンセン病療養所入所者等の死亡年月日
- 四 金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあっては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 五 郵便貯金銀行の営業所等での払渡しを希望する者（第四号に規定する者を除く。）にあっては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
- 六 請求年月日

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 住民票の写しその他の請求者の氏名、性別、生年月日及び住所を証明することができる書類
- 二 ハンセン病療養所入所者等の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- 三 請求者が遺族である場合にあっては、請求者とハンセン病療養所入所者等との身分関係を証明することができる書類及び請求者がハンセン病療養所入所者

等の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

四 請求者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

五 前項第四号に規定する者にあっては、預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類

(平一三厚労令一七四・平一九厚労令一一二・一部改正)

(支給決定の通知)

第三条 厚生労働大臣は、第一条第一項、第一条の二第一項又は前条第一項の請求書を受領したときは、これを審査し、補償金の支給の可否及び支給する場合における補償金の額を決定し、これらを請求者に通知しなければならない。

(平一八厚労令一四・一部改正)

(添付書類の省略等)

第四条 第一条第一項、第一条の二第一項又は第二条第一項の規定により請求書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、その書類の添付を省略させ、又は前条の審査のために必要な書類の提出を求めることができる。

(平一八厚労令一四・一部改正)

(フレキシブルディスクによる手続)

第五条 第一条第一項、第一条の二第一項又は第二条第一項の請求書の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求の趣旨及びその年月日並びに請求者の住所を記載するとともに、請求者が署名又は記名押印した書類を提出することによって行うことができる。

(平一四厚労令六一・旧第五条線下、平一七厚労令七一・旧第六条線下、平一八厚労令一四・一部改正、平二一厚労令七五・旧第七条線下)

(フレキシブルディスクの構造)

第六条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(平一四厚労令六一・旧第六条線下、平一七厚労令七一・旧第七条線下、平二一厚労令七五・旧第八条線下)

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第七条 第五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

(平一四厚労令六一・旧第七条線下・一部改正、平一七厚労令七一・旧第八条線下・一部改正、平二一厚労令七五・旧第九条線下・一部改正)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第八条 第五条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 請求者の氏名

二 請求年月日

(平一四厚労令六一・旧第八条繰下・一部改正、平一七厚労令七一・旧第九条繰下・一部改正、平二一厚労令七五・旧第十条繰上・一部改正)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一七日厚生労働省令第一七四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平一九厚労令一一二・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一四年四月一日厚生労働省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三十一日厚生労働省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一〇日厚生労働省令第一四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号。以下「改正法」という。)附則第二項の厚生労働省令で定める者は、改正法による改正後のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条第二号に掲げる者(改正法の施行前に死亡した者を含む。)であって改正法の施行前にこの省令による改正前のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則第一条第一項の請求書を厚生労働大臣に提出した者とする。

3 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によってした請求とみなす。

附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三十一日厚生労働省令第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行前に前条の規定による改正前のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則第五条第一項第一号の退所者給与金を支給されている者は、第二条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

2 この省令の施行前に前条の規定による改正前のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則第五条第一項第二号の非入所者給与金を支給されている者は、第十条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

附 則 （平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三五号）
この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(平成十三年厚生労働省告示第二百二十四号)

1 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一号の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、次のとおりとする。

一 明治四十年法（昭和二十八年法（らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）第一条の規定による廃止前のらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）をいう。以下同じ。）附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）をいう。以下同じ。）第三条第一項の国立癩療養所及び第四条第一項の規定により二以上の道府県が設置した療養所

二 前号の国立癩療養所と同視することが相当と認められる次に掲げるハンセン病療養所

イ 明治四十年法律第十一号中改正法律（昭和六年法律第五十八号）が施行されるまでの間における国立癩療養所長島愛生園

ロ 国に移管されるまでの間における沖縄県立国頭愛楽園及び沖縄県立宮古保養院

ハ 千九百四十五年米国海軍軍政府布告第一号及び千九百四十五年米国海軍軍政府布告第一のA号の規定により施行を持続することとされた明治四十年法第三条第一項の国立癩療養所

三 昭和二十八年法第十一条の規定により国が設置したらい療養所

四 ハンセン氏病予防法（千九百六十一年立法第百十九号）第十四条の規定により琉球政府が設置したハンセン氏病療養所及び琉球政府が指定した政府立病院

五 次の表に掲げる私立のハンセン病療養所（平成八年三月三十一日までの間又は当該療養所を廃止するまでの間に名称の変更があった場合には当該変更後の名称のもの及び当該ハンセン病療養所の事業を承継したハンセン病療養所があった場合には当該事業を承継したものを含む。）

設置時の名称	設置された都道府県
鈴蘭病院	群馬県
聖バルナバ医院	群馬県
慰廢園	東京府
起廢病院	東京府
衆濟病院	東京府
身延深敬病院	山梨県
回天病院	岐阜県
復生病院	静岡県
明石叢生院	兵庫県
深敬病院九州分院	福岡県

回春病院	熊本県
待労院	熊本県

2 法第二条第二号の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、次のとおりとする。

- 一 行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された明治四十年法第三条第一項の国立癩療養所である楽生院
- 二 朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所である小鹿島更生園
- 三 旧南洋庁に設置されたサイパン癩療養所
- 四 旧南洋庁に設置されたヤルート癩療養所
- 五 旧南洋庁に設置されたパラオ癩療養所
- 六 旧南洋庁に設置されたヤップ癩療養所

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障(第七条—第十三条)

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助(第十四条—第十七条)

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼(第十八条)

第五章 親族に対する援護(第十九条—第二十四条)

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(令元法五六・一部改正)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名

誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

（令元法五六・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

（基本理念）

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病の患者であつた者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（令元法五六・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（令元法五六・一部改正）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（令元法五六・一部改正）

（関係者の意見の反映のための措置）

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(令元法五六・一部改正)

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

(国立ハンセン病療養所における療養)

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所)

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、厚生労働大臣が定める者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置)

第九条 国は、入所者（第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(意思に反する退所及び転所の禁止)

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のための措置)

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

(令元法五六・一部改正)

(国家公務員法の特例等)

第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表（一）又は別表第十一指定職俸給

表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)は、所外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。))において行う医業又は歯科医業(当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(令元法五六・追加)

(良好な生活環境の確保のための措置等)

第十二条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

(福利の増進)

第十三条 国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

(社会復帰の支援のための措置)

第十四条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者(廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。)の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

(ハンセン病療養所退所者給与金等の支給)

第十五条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

- 2 国は、特定配偶者等（前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。
- 3 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び第二項の特定配偶者等支援金並びに前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金等」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 5 租税その他の公課は、給与金等を標準として、課することができない。

（平二六法一二一・一部改正）

（ハンセン病等に係る医療体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

（令元法五六・一部改正）

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であった死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

(令元法五六・一部改正)

第五章 親族に対する援護

(親族に対する援護の実施)

第十九条 都道府県知事は、入所者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 前項の規定による援護（以下「援護」という。）は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の支弁)

第二十条 都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならない。

(費用の徴収)

第二十一条 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(平二三法五三・一部改正)

(国庫の負担)

第二十二条 国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第二十三条 租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができない。

2 援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第二十四条 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理す

ることとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（らい予防法の廃止に関する法律の廃止）

第二条 らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

（らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった前条の規定による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律（以下「旧廃止法」という。）第六条の規定による援護については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

（厚生労働省令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二三法律五三）抄

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一月一日）

附 則 （平成二六年一一月二七日法律第一二一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「新法」という。）第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者（新法第八条第一項に規定する退所者をいう。）でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び一親等の尊属についても、適用する。

(検討)

第三条 国は、非入所者（新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。）の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和元年十一月二二日法律第五六号）

この法律は、公布の日から施行する。

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成二十一年厚生労働省令第七十五号)

目次

- 第一章 ハンセン病療養所退所者給与金(第一条—第六条)
 - 第二章 特定配偶者等支援金(第七条—第十四条)
 - 第三章 ハンセン病療養所非入所者給与金(第十五条—第二十三条)
 - 第四章 親族に対する援護(第二十四条)
 - 第五章 雑則(第二十五条)
- 附則

第一章 ハンセン病療養所退所者給与金 (退所者給与金の額)

- 第一条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(以下「法」という。)第十五条第一項に規定するハンセン病療養所退所者給与金(以下この章及び次章において「退所者給与金」という。)は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
- 一 同一の世帯に属する認定退所者(次条第一項の規定により認定を受けた退所者(法第八条第一項に規定する退所者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が一人である場合 十七万六千円
 - 二 同一の世帯に属する認定退所者が二人以上である場合 十万五千六百元に当該世帯に属する認定退所者の数を乗じて得た額に七万五百円を加えた額を当該世帯に属する認定退所者の数で除して得た額
- 2 認定退所者の属する世帯において認定退所者が、認定退所者でない配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定退所者に支給する退所者給与金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万六千円を当該世帯に属する認定退所者の数で除して得た額を加算した額とする。
- 3 認定退所者の属する世帯において、平成十四年四月一日以後に国立ハンセン病療養所等(法第二条第二項に規定する国立ハンセン病療養所等をいう。以下同じ。)を退所した認定退所者(以下この項及び次項において「新規認定退所者」という。)があるときの当該世帯に属する認定退所者に支給する退所者給与金の月額は、第一項の規定にかかわらず、相当の期間、同項に規定する月額(前項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の額)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加算した額とする。
- 一 同一の世帯に属する新規認定退所者が一人である場合 八万八千円を当該世帯に属する認定退所者の数で除して得た額
 - 二 同一の世帯に属する新規認定退所者が二人以上である場合 五万二千九百元に当該世帯に属する新規認定退所者の数を乗じて得た額に三万五千円を加えた額を当該世帯に属する認定退所者の数で除して得た額
- 4 前項の規定は、新規認定退所者が次のいずれかに該当する場合には、適用しな

い。

- 一 退所者給与金が支払われたことがあり、かつ、退所者給与金が支払われた後に退所者に該当しなくなったことがある場合
- 二 生活の実態に照らして、平成十四年四月一日前に主に国立ハンセン病療養所等の外で自立した日常生活を営んでいると厚生労働大臣が認めた場合
(平二七厚労令一一九・一部改正)

(認定)

第二条 退所者は、退所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び退所者給与金の額について、認定を受けなければならない。

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 請求者が入所していた国立ハンセン病療養所等において前号の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあっては、当該国立ハンセン病療養所等において用いていた氏名
 - 三 請求者が入所していたすべての国立ハンセン病療養所等の名称
 - 四 前号の国立ハンセン病療養所等について、それぞれ入所した年月日及び退所した年月日
 - 五 請求者の前年(当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年とする。第五条第一項において同じ。)の所得の額(第五条第三項の規定により計算した所得の額をいう。以下この章において同じ。)
 - 六 請求者が、認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別(認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養している場合にあっては当該配偶者又は一親等の尊属(当該配偶者及び一親等の尊属が二人以上ある場合は、その全員。第六条第二項第三号において同じ。)の氏名、性別、生年月日、請求者との続柄及び住所)
 - 七 請求者と同一の世帯に属する他の退所者が、第一項の規定により認定を受けている場合又は認定の請求をしている場合にあっては、当該他の退所者の氏名、性別及び生年月日
 - 八 金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあっては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
 - 九 郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)の営業所又は郵便局(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。)の業務を行うものをいう。)(以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。)での払渡しを希望する者(前号に規定する者を除く。)にあっては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

- 二 請求者の生存を証明することができる書類
 - 三 請求者が最後に国立ハンセン病療養所等を退所した年月日を明らかにすることができる書類
 - 四 前項第五号に掲げる事項についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書
 - 五 前項第六号に掲げる事項を明らかにすることができる書類
 - 六 前項第七号に規定する場合にあっては、住民票の写しその他の同号に規定する他の退所者の氏名、性別、生年月日及び住所を証明することができる書類
 - 七 前項第八号に規定する者にあっては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の規定により請求書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めるときは、その書類の添付を省略させ、又は認定に係る審査のために必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 第一項の認定を受けた者が、退所者給与金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る退所者給与金の支給を受けようとするときも、前三項と同様とする。

（平二四厚労令一三五・平二七厚労令一一九・一部改正）

（支給期間等）

第三条 退所者給与金の支給は、前条第一項の規定による認定の請求があった日の属する月の翌月から始め、退所者給与金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

- 2 退所者給与金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。
- 3 退所者給与金の額の計算においては、その額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（退所者給与金の額の改定）

第四条 認定退所者に退所者給与金の月額を変更すべき事実が生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、その事実が生じた日の属する月の翌月から退所者給与金の額を改定する。

- 2 認定退所者の属する世帯において、認定退所者が認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別及び認定退所者の前年の所得の額（同一の世帯に属する認定退所者が二人以上である場合にあっては、そのすべての認定退所者の前年の所得の額を合算した額を当該世帯に属する認定退所者の数で除して得た額とする。次条第一項において同じ。）に応じて、その年の八月から当該世帯に属する認定退所者に支給する退所者給与金の額を改定する。

（平二七厚労令一一九・一部改正）

（退所者給与金の支給の制限等）

第五条 認定退所者の前年の所得の額が第一条の規定による退所者給与金の額に十二を乗じて得た額を超えるときは、前年の所得の額から当該退所者給与金の額に十二を乗じて得た額を減じた額に十分の五を乗じて得た額に相当する部分（以下

この項において「支給停止相当額」という。)の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が当該退所者給与金の額以上であるときは、退所者給与金の全部の支給を停止するものとする。

2 前条第二項及び前項に規定する所得は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によって課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下この条において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

3 前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税（以下この項において「当該年度分道府県民税」という。）に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「基本所得額」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を基本所得額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、四十万円）

三 当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚し

た後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。)については、二十七万円(当該控除を受けた者が同法第三十四条第三項に規定する寡婦(同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四条第三項に該当する者を含む。)であるときは、三十五万円)

四 当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

五 当該年度分道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

- 4 認定退所者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき退所者給与金で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の退所者給与金を、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下「遺族」という。)に支払うことができるものとし、支払うべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支払うことができるものとする。この場合において、退所者給与金を支払うべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、退所者給与金を支払うべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支払うことができるものとする。

(平二二厚労令七三・平二八厚労令一七四・平三〇厚労令九四・一部改正)

(届出)

第六条 認定退所者は、各支払期月の前月の一日から二十日までの間に、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 認定退所者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 認定退所者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 認定退所者の前年の所得の額

三 認定退所者が、認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別(認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養している場合にあつては当該配偶者又は一親等の尊属の氏名、性別、生年月日、請求者との続柄及び住所)

四 届出をする認定退所者と同一の世帯に属する他の認定退所者がある場合にあつては、その者の氏名、性別及び生年月日

- 3 前項の現況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二 前項第二号に掲げる事項についての市町村長の証明書

- 三 前項第三号に掲げる事項を明らかにすることができる書類
- 4 認定退所者は、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らかにすることができる書類を添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 退所者に該当しなくなったとき。
- 5 認定退所者は、払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便貯金銀行の営業所等を変更しようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 認定退所者が、第一項、第二項又は第四項の規定による届出をしないときは、退所者給与金の支給を一時差し止めることができる。

(平二七厚労令一一九・平二八厚労令一〇一・一部改正)

第二章 特定配偶者等支援金

(平二七厚労令一一九・追加)

(法第十五条第二項の厚生労働省令で定める者)

第七条 法第十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、死亡した認定退所者が退所者給与金の支給を受けていた期間において第二条第一項第六号又は第六条第二項第三号の規定により第二条第一項に規定する請求書又は第六条第二項に規定する現況届に記載されていたことのある認定退所者の配偶者及び父母（認定退所者の死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をした配偶者の父母を除く。）をいう。

(平二七厚労令一一九・追加)

(特定配偶者等支援金の額)

第八条 法第十五条第二項に規定する特定配偶者等支援金（以下この章及び次章において「特定配偶者等支援金」という。）は、月を単位として認定特定配偶者等（次条第一項の規定により認定を受けた特定配偶者等（法第十五条第二項に規定する特定配偶者等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に支給するものとし、その月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 認定非入所者（第十八条第一項の規定により認定を受けた非入所者（法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）以外の者 十二万八千円
- 二 認定非入所者 十二万八千円から第十五条及び第十七条第一項の規定に基づき支給される非入所者給与金（法第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金をいう。以下同じ。）の月額を減じた額（ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(平二七厚労令一一九・追加)

(認定)

第九条 特定配偶者等は、特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、

その受給資格及び特定配偶者等支援金の額について、認定を受けなければならない。

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 死亡した認定退所者の氏名
 - 三 死亡した認定退所者と請求者との続柄
 - 四 請求者が認定非入所者であるか否かの別
 - 五 請求者が一親等の尊属である場合において、死亡した認定退所者に特定配偶者等である一親等の尊属が二人以上あるときは、請求者以外の特定配偶者等全員の氏名、性別、生年月日及び住所並びに当該認定退所者との続柄
 - 六 請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあつては、前々年とする。第十三条第一項において同じ。）の所得の額（第十三条第四項の規定により計算した所得の額をいう。以下この章において同じ。）
 - 七 金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあつては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
 - 八 郵便貯金銀行の営業所等での払渡しを希望する者（前号に規定する者を除く。）にあつては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
 - 二 請求者の生存を証明することができる書類
 - 三 認定退所者の死亡を証明することができる書類
 - 四 前項第六号に掲げる事項についての市町村長の証明書
 - 五 前項第七号に規定する者にあつては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類
 - 六 請求者が認定退所者の死亡の当時において、認定退所者と生計を共にしていた事実を証明することができる書類
 - 七 請求者が死亡した認定退所者の一親等の尊属であるときは、当該認定退所者に配偶者が存在しない事実若しくは配偶者の死亡又は婚姻の事実を証明することができる書類
 - 八 請求者が死亡した認定退所者の一親等の尊属であるときは、請求者以外の特定配偶者等全員の同意書。ただし、死亡した認定退所者が遺言により支給を受ける一親等の尊属である特定配偶者等を別に定めた場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定により請求書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めるときは、その書類の添付を省略させ、又は認定に係る審査のために必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 第一項の認定を受けた者が、特定配偶者等支援金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときも、前三項と同様とする。
- 5 認定特定配偶者等が死亡し、他の特定配偶者等が特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときも、第一項から第三項までと同様とする。

(平二七厚労令一一九・追加)

(特定配偶者等支援金の転給の請求)

第十条 認定特定配偶者等が一年以上所在不明である場合であつて第十四条第六項の規定により特定配偶者等支援金の支給を一年以上停止されているときは、他の特定配偶者等が特定配偶者等支援金の支給の申請を行うことができる。

- 2 前項の規定により特定配偶者等支援金の支給を受けようとする特定配偶者等は前条に定めるところにより認定を受けなければならない。

(平二七厚労令一一九・追加)

(支給期間等)

第十一条 特定配偶者等支援金の支給は、第九条第一項の規定による認定の請求があつた日の属する月の翌月から始め、特定配偶者等支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

- 2 特定配偶者等支援金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。
- 3 特定配偶者等支援金の額の計算においては、その額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(平二七厚労令一一九・追加)

(特定配偶者等支援金の額の改定)

第十二条 認定特定配偶者等に特定配偶者等支援金の月額を変更すべき事実が生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その事実が生じた日の属する月の翌月から特定配偶者等支援金の額を改定する。

- 2 認定特定配偶者等の前年の所得の額に応じて、その年の八月から当該特定配偶者等に支給する特定配偶者等支援金の額を改定する。

(平二七厚労令一一九・追加)

(特定配偶者等支援金の支給の制限等)

第十三条 認定特定配偶者等の前年の所得の額が百五十三万六千円を超えるときは、前年の所得の額から百五十三万六千円を減じた額に相当する部分(以下この項において「支給停止相当額」という。)の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が百五十三万六千円以上であるときは、特定配偶者等支援金の全部の支給を停止するものとする。

- 2 第五条第二項の規定は、前条第二項及び前項の所得について適用する。
- 3 第五条第三項の規定は、前条第二項及び第一項の所得の額の算定について適用する。
- 4 認定特定配偶者等が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき特定配偶者等支援金で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の特定配偶者等支援金を、その者の遺族に支払うことができるものとし、支払うべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支払うことができるものとする。この場合において、特定配偶者等支援金を支払うべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、特定配偶者等支援金を支払うべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支払う

ことができるものとする。

(平二七厚労令一一九・追加)

(届出)

第十四条 認定特定配偶者等は、各支払期月の前月の一日から二十日までの間に、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 認定特定配偶者等は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 認定特定配偶者等の氏名、性別、生年月日及び住所

二 認定特定配偶者等の前年の所得の額

3 前項の現況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二 前項第二号に掲げる事項についての市町村長の証明書

4 認定特定配偶者等は、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らかにすることができる書類を添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 特定配偶者等に該当しなくなったとき。

5 認定特定配偶者等は、払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便貯金銀行の営業所等を変更しようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 認定特定配偶者等が、第一項、第二項又は第四項の規定による届出をしないときは、特定配偶者等支援金の支給を一時差し止めることができる。

(平二七厚労令一一九・追加、平二八厚労令一〇一・一部改正)

第三章 ハンセン病療養所非入所者給与金

(平二七厚労令一一九・旧第二章繰下)

(非入所者給与金の額)

第十五条 非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者 六万七千二百九十円

二 前号に掲げる者以外の認定非入所者 五万六百元

2 認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退

所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四千九十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。

- 3 認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、生計困難のため、援護のための金銭の給付（以下「援護加算」という。）を要する状態にあると厚生労働大臣が認めるときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する月額に第十七条第一項の規定に基づき算定した援護加算の額を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。ただし、当該認定非入所者が法律（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）を除く。）に定める扶助（特定配偶者等支援金を除く。）を受けられる場合においては、その受けられることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

（平二二厚労令三七・平二三厚労令三六・平二四厚労令三八・平二六厚労令四七・平二七厚労令八四・一部改正、平二七厚労令一一九・旧第七条繰下・一部改正、平二八厚労令七〇・平二九厚労令三六・平三〇厚労令五三・平三一厚労令五二・一部改正）

（非入所者給与金の額の自動改定）

第十六条 非入所者給与金（援護加算を除く。）の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この条において「物価指数」という。）が平成二十年（この条の規定による非入所者給与金の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該非入所者給与金の額を改定する。

（平二七厚労令一一九・旧第八条繰下）

（援護加算の額の算定等）

第十七条 援護加算の種類、範囲、程度その他援護加算に関し必要な事項については、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令（平成二十一年政令第二十二号）第一条及び第二条（第六項、第十二項及び第十三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「援護」とあるのは「援護加算」と、「要援護者」とあるのは「要援護加算者」と、第二条第一項中「要援護者、その扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）又はその他の同居の親族」とあるのは「要援護加算者」と、同条第二項、第四項、第七項、第九項及び第十項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第二項、第七項、第八項及び第十項中「決定」とあるのは「認定」と、同条第七項中「被援護者が」とあるのは「援護加算を受けている者（以下この条において「被援護加算者」という。）が」と、同条第七項及び第九項中「被援護者に」とあるのは「被援護加算者に」と、同条第十項中「必要があるときは」とあるのは「必要があるときは、要援護加算者の同意を得た上で、」と読み替えるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人及び一般社団法人又は一般財団法人に対し、援護加算の認定及び実施に関する事務の一部を委託することができる。

（平二七厚労令一一九・旧第九条線下）

（認定）

第十八条 非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。

一 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 削除

三 請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあつては、前々年とする。第二十一条第一項及び第二十三条第一号において同じ。）の所得に基づき算出した課税総所得金額（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額をいう。以下同じ。）

四 請求者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別

五 請求者と同一の世帯に属する他の非入所者が、第一項の規定により認定を受けている場合又は認定の請求をしている場合にあつては、当該他の非入所者の氏名、性別及び生年月日

六 援護加算の開始又は変更の申請を行う者にあつては、職業及び援護加算の開始又は変更を必要とする理由

七 金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあつては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

八 郵便貯金銀行の営業所等での払渡しを希望する者（前号に規定する者を除く。）にあつては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者が、現に国との間でハンセン病に関する裁判上の和解（ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成十四年一月二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）が成立している者である場合にあつては、当該裁判上の和解に関し、訴えを提起した裁判所名、原告の番号及び和解の期日を明らかにすることができる書類

二 請求者が、前号に規定する者以外の者である場合にあつては、医師の診断書その他のハンセン病を発病した年月日を明らかにすることができる書類

三 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

四 請求者の生存を証明することができる書類

五 前項第三号に掲げる事項についての市町村長の証明書

六 前項第四号に掲げる事項を明らかにすることができる書類

七 前項第五号に規定する場合にあつては、住民票の写しその他の同号に規定する他の非入所者の氏名、性別、生年月日及び住所を証明することができる書類

八 前項第六号に規定する者にあつては、資産及び収入の調査に必要な書類

九 前項第七号に規定する者にあつては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類

3 第一項の規定により請求書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めるときは、その書類の添付を省略させ、又は認定に係る審査のために必要な書類の提出を求めることができる。

4 第一項の認定を受けた者が、非入所者給与金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る非入所者給与金の支給を受けようとするときも、前三項と同様とする。

(平二七厚労令一一九・旧第十条繰下・一部改正、平二八厚労令三七・一部改正)

(支給期間等)

第十九条 非入所者給与金の支給は、前条第一項の規定による認定の請求があつた日の属する月の翌月から始め、非入所者給与金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 非入所者給与金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。

3 非入所者給与金の額の計算においては、その額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(平二七厚労令一一九・旧第十一条繰下)

(非入所者給与金の額の改定)

第二十条 認定非入所者に非入所者給与金の月額を変更すべき事実が生じたとき

(次項に規定する場合を除く。)は、その事実が生じた日の属する月の翌月から非入所者給与金の額を改定する。

2 認定非入所者の属する世帯において、認定非入所者が認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別及び認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額(同一の世帯に属する認定非入所者が二人以上である場合にあつては、そのすべての認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額を合算した額を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額とする。第二十一条第一項及び第二十三条第一号において同じ。)に応じて、その年の八月から当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の額を改定する。

(平二七厚労令一一九・旧第十二条繰下・一部改正)

(非入所者給与金の支給の制限等)

第二十一条 認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が七十五万円を超えるときは、当該金額から七十五万円を減じた額に百分の九十七(当該認定非入所者が、第十五条第二項に規定する加算を受けているときは、百分の百二十四とする。)を乗じて得た額に相当する部分(以下この項において「支給停止相当額」という。)の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が第十五条の規定による非入所者給与金の月額に十二を乗

じて得た額以上であるときは、非入所者給与金の全部の支給を停止するものとする。

- 2 認定非入所者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき非入所者給与金を、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の非入所者給与金を、その者の遺族に支払うことができるものとし、支払うべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支払うことができるものとする。この場合において、非入所者給与金を支払うべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、非入所者給与金を支払うべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支払うことができるものとする。

(平二七厚労令一一九・旧第十三条繰下、平二八厚労令一七四・一部改正)

(届出)

第二十二條 認定非入所者は、各支払期月の前月の一日から二十日までの間に、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 認定非入所者が、援護加算を受けている場合にあつては、前項の届書に、資産及び収入の調査に必要な書類を添えなければならない。
- 3 認定非入所者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 認定非入所者の氏名、性別、生年月日及び住所（援護加算を受けている場合にあつては、これらに加えて、職業）
 - 二 認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額
 - 三 認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別
 - 四 届出をする認定非入所者と同一の世帯に属する他の認定非入所者がある場合においては、その者の氏名、性別及び生年月日
- 4 前項の現況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
 - 二 届出をする認定非入所者の生存を証明することができる書類
 - 三 前項第二号に掲げる事項についての市町村長の証明書
 - 四 前項第三号に掲げる事項を明らかにすることができる書類
 - 五 援護加算を受けている場合にあつては、資産及び収入の調査に必要な書類
- 5 認定非入所者は、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らかにすることができる書類を添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 一 氏名又は住所（援護加算を受けている場合にあつては、これらに加えて、職業）を変更したとき。
 - 二 非入所者に該当しなくなったとき。
- 6 認定非入所者は、払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便貯金銀行の

営業所等を変更しようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(平二七厚労令一一九・旧第十四条繰下・一部改正、平二八厚労令一〇一・一部改正)

(支給停止)

第二十三条 非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百三十七万五千円を下回る時。
- 二 認定非入所者が、前条第一項、第三項又は第五項の規定による届出をしないとき。

(平二二厚労令三七・平二三厚労令三六・平二四厚労令三八・平二六厚労令四七・平二七厚労令八四・一部改正、平二七厚労令一一九・旧第十五条繰下、平二八厚労令七〇・平二九厚労令三六・平三〇厚労令五三・平三一厚労令五二・一部改正)

第四章 親族に対する援護

(平二七厚労令一一九・旧第三章繰下)

第二十四条 法第十九条第一項の規定による援護（以下単に「援護」という。）の開始又は変更の申請は、援護を要する状態にある者（以下この条において「要援護者」という。）の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

- 一 要援護者の氏名、性別、生年月日、居住地又は現在地、職業及び申請者との関係
- 二 国立ハンセン病療養所（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。以下この号において同じ。）に入所している者の氏名、性別、生年月日、入所している国立ハンセン病療養所の名称及び要援護者との続柄
- 三 援護の開始又は変更を必要とする理由

(平二七厚労令一一九・旧第十六条繰下)

第五章 雑則

(平二七厚労令一一九・旧第四章繰下)

(検討)

第二十五条 第一章から第三章までの規定については、少なくとも二年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(平二七厚労令一一九・旧第十七条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する省令の廃止)

第二条 らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する省令（平成八年厚生省令第二十二号）は、廃止する。

附 則 （平成二二年三月三十一日厚生労働省令第三七号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年五月二八日厚生労働省令第七三号）

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二三年三月三十一日厚生労働省令第三六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十三年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十三年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成二四年三月二八日厚生労働省令第三八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十四年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十四年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三五号）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成二六年三月三十一日厚生労働省令第四七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」とい

う。)第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十六年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十七年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金(次項において「非入所者給与金」という。)の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(以下「促進法規則」という。)第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十七年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年六月二九日厚生労働省令第一一九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第二条の規定により改正法による改正後の法第十五条第二項の規定が適用される同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者で改正法の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び一親等の尊属のうち当該退所者に扶養されていたことのあるものについては、第七条の規定にかかわらず、法第十五条第二項の特定配偶者等とする。

2 前項に規定する者のうち、この省令による改正前の第一条第二項に規定する加算の対象となっていなかったものが第九条第一項の認定を受けようとする場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類及び死亡した認定退所者が第一条第二項に規定する加算を受けていた期間において請求者が死亡した認定退所者に扶養されていた事実を証明する書類」とする。

附 則 (平成二八年三月二四日厚生労働省令第三七号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第七〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十八年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金(次項において「非入所者給与金」という。)の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十八年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年五月二三日厚生労働省令第一〇一号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一二月一四日厚生労働省令第一七四号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日厚生労働省令第三六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十九年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十九年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第五三号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

3 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成三十年七月までの間は、この省令による改正後の同規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年七月三〇日厚生労働省令第九四号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第十五条第三項第三号（同令第十三条第三項において適用する場合を含む。）の規定は、平成三十年八月以後の月分の退所者給与金及び特定配偶者等支援金の支給の

制限について適用し、同年七月以前の月分の退所者給与金及び特定配偶者等支援金の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則 （平成三十一年三月二九日厚生労働省令第五二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成三十一年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。
- 3 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成三十一年七月までの間は、この省令による改正後の同規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(平成二十一年厚生労働省告示第二百三十六号)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(平成十三年厚生労働省告示第二百二十四号)第一項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十一年厚生労働省告示第二百三十七号)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、現に国との間でハンセン病に関する裁判上の和解（ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成十四年一月二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）が成立している者又は医師の診断書その他のハンセン病を発病した年月日を明らかにすることができる書類によりらい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間にハンセン病を発病したことを証明することができる者とする。

改正文（平成二八年三月二四日厚生労働省告示第八三号）抄
平成二十八年四月一日から適用する。